



Faint vertical text on the right page, likely bleed-through from the reverse side.

目次

- 一、天津日本專管居留地内埠頭築造資金貸下命令書
- 二、青島居留民團貸付條件
- 三、濟南居留民業務復活資金貸付命令書
- 四、長江避難民業務復活資金貸付實施大綱
- 五、在伯居留民早害救済貸付ニ關スル條件
- 六、災害土地復舊貸付條件（鹿兒島縣）
- 七、凶作救助資金貸付條件（
）
- 八、米澤市火災後營貸付金（山形縣）
- 九、災害復舊貸付條件（宮城縣）
- 一〇、水害復舊工事貸付條件（山梨縣）
- 一一、十勝岳爆發被害復舊貸付條件
- 一二、駒ヶ岳爆發被害復舊貸付條件
- 一三、横濱市水代借地整理資金貸付條件

頁
一 一
五 五
一 二
二 二
三 三
三 三
四 四
四 四
四 四
四 四
四 四
四 四
四 四
四 四

大藏省

(8. 5. 小川崎)

一四、沖繩縣財政救済貸付金貸付條件
 一五、丹後地方震災復舊資金貸付條件
 一六、山陰地方震災復舊資金貸付條件
 一七、復興事業貸付條件
 一八、震災貸付金貸付條件
 一九、公立学校震災復舊貸付條件
 二〇、私立学校震災復舊貸付條件
 二一、三等郵便局震災復舊建設物新営貸付條件
 二二、海外企業貸付金貸付條件
 二三、生産資金貸付條件
 二四、震災手形取扱處理法貸付金貸付條件

一四、沖繩縣財政救済貸付金貸付條件 四七
 一五、丹後地方震災復舊資金貸付條件 五一
 一六、山陰地方震災復舊資金貸付條件 五三
 一七、復興事業貸付條件 五四
 一八、震災貸付金貸付條件 五五
 一九、公立学校震災復舊貸付條件 五六
 二〇、私立学校震災復舊貸付條件 五九
 二一、三等郵便局震災復舊建設物新営貸付條件 七二
 二二、海外企業貸付金貸付條件 七五
 二三、生産資金貸付條件 九二
 二四、震災手形取扱處理法貸付金貸付條件 一〇一

天津居留民團貸付金（大正十四年度）

（一）貸付金額 五〇〇、〇〇〇圓

（二）貸付事由

埠頭築造費

（三）貸付條件 年利三分（舊初三年無利子）

期限十五ヶ年（五ヶ年据直以後十ヶ年年賦）

貸付保証 埠頭收入金全部及電氣事業全部ヲ擔保トス

貸付年月日 大正十四年四月三十日

大藏省

一、天津居留民團貸付金（大正十四年度）

二、天津居留民團貸付金（大正十四年度）

三、天津居留民團貸付金（大正十四年度）

四、天津居留民團貸付金（大正十四年度）

五、天津居留民團貸付金（大正十四年度）

六、天津居留民團貸付金（大正十四年度）

七、天津居留民團貸付金（大正十四年度）

八、天津居留民團貸付金（大正十四年度）

九、天津居留民團貸付金（大正十四年度）

十、天津居留民團貸付金（大正十四年度）

十一、天津居留民團貸付金（大正十四年度）

十二、天津居留民團貸付金（大正十四年度）

十三、天津居留民團貸付金（大正十四年度）

十四、天津居留民團貸付金（大正十四年度）

十五、天津居留民團貸付金（大正十四年度）

十六、天津居留民團貸付金（大正十四年度）

十七、天津居留民團貸付金（大正十四年度）

十八、天津居留民團貸付金（大正十四年度）

十九、天津居留民團貸付金（大正十四年度）

二十、天津居留民團貸付金（大正十四年度）

大藏省

第一條 貸下金ハ左記條項ニ依リ貸下クヘシ
 第一條 貸下金額ハ埠頭其他築造資金豫算額銀壹百拾壹萬貳千弗ノ一部
 トシテ金五拾萬圓ヲ限リ貸下クルモノトス
 第二條 貸下金ハ大正十四年度内ニ於テ其ノ民國ノ請求ニ依リ在天津總領事館ニ納付スルモノトス
 第三條 貸下金ノ元利償還ハ別表ニ依リ毎年三月末日ヲ以テ在天津總領事館ニ納付スルモノトス
 第四條 貸下金ノ元利償還ヲ保證スル爲埠頭收入全部並電氣事業全部ヲ

天津日本專管居留地内埠頭築造資金貸下命令書

天津居留民團

帝國政府ヨリ其ノ民國ニ對スル其他日本專管居留地内埠頭築造資金トシテ貸下金ハ左記條項ニ依リ貸下クヘシ

第一條 貸下金額ハ埠頭其他築造資金豫算額銀壹百拾壹萬貳千弗ノ一部トシテ金五拾萬圓ヲ限リ貸下クルモノトス

第二條 貸下金ハ大正十四年度内ニ於テ其ノ民國ノ請求ニ依リ在天津總領事館ニ納付スルモノトス

第三條 貸下金ノ元利償還ハ別表ニ依リ毎年三月末日ヲ以テ在天津總領事館ニ納付スルモノトス (別表省略)

第四條 貸下金ノ元利償還ヲ保證スル爲埠頭收入全部並電氣事業全部ヲ

(8. 5. 小川稿)

擔保トスヘシ

第五條 埠頭工事ハ貸下金ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ一箇月以内ニ着手シ
二箇年内ニ完成スヘシ

荷揚場並道路等爾餘ノ埠頭設備ハ前項ノ日ヨリ四箇年内ニ完成スヘシ
第六條 工事ノ設計又ハ請負希望者ヨリ提出シタル見積書ノ審査及工事
ノ監督又ハ竣工検査ハ之ヲ滿鐵技師ニ依頼スヘシ

第七條 埠頭其他工事ノ設計等ヲ變更セントスルトキハ在天津總領事ノ
許可ヲ受クヘシ

在天津總領事ハ工事進行中ト雖モ埠頭經營上必要ナル施設ハ之ヲ民間
ニ命令スルコトアルヘシ

第八條 工事完成後ト雖埠頭經營ノ方法ハ在天津總領事ノ許可ヲ待テ決

（Faint, mostly illegible text in vertical columns on the right page, likely bleed-through or a separate document page.)

大蔵省
 大正十四年四月三十日
 外務大臣男爵幣原喜重郎代理
 在天津總領事館總領事吉田茂

(8. 5. 小川)

定スヘシ

大正十四年四月三十日

外務大臣男爵幣原喜重郎代理
 在天津總領事館總領事吉田茂

(8. 5. 小川)

青島居留民團貸付金（大正十二年度）

- （一）貸付金額 三、〇〇〇、〇〇〇圓
- （二）貸付事由 舊膠州租借地内及山東鐵道沿線（註、濟南除外）ニ在任スル帝國臣民ノ經濟的地位確保ニ資スル爲政府ヨリ貸付クルコトトセリ
- （三）貸付団体 青島居留民團
- （四）貸付節令書 大正十二年九月一日附
- （五）貸付條件 年利四分（利子ハ毎年三月末及九月末青島ニ於テ支拂フ）
- （六）貸付期日 期限 十ヶ年（一時拂）
大正十二年十一月十四日 交付
- （七）償還期日 昭和八年^年十一月十三日

大 藏 省

青島居留民團貸付金（大正十二年度）
 貸付金額 三、〇〇〇、〇〇〇圓
 貸付事由 舊膠州租借地内及山東鐵道沿線（註、濟南除外）ニ在任スル帝國臣民ノ經濟的地位確保ニ資スル爲政府ヨリ貸付クルコトトセリ
 貸付団体 青島居留民團
 貸付節令書 大正十二年九月一日附
 貸付條件 年利四分（利子ハ毎年三月末及九月末青島ニ於テ支拂フ）
 貸付期日 期限 十ヶ年（一時拂）
 大正十二年十一月十四日 交付
 償還期日 昭和八年^年十一月十三日

指令年月日大正十二年九月十日

青島居留民國貸付條件

青島居留民國

青島州租借地内及山東鐵道沿線ノ帝國居留民ノ經濟的地步擴張ニ資スル爲政府ヨリ其ノ民國ニ對シ金三百萬圓ヲ貸付スルニ付其ノ民國ヘ左ノ條件ヲ遵守スヘシ

第一條 本貸付金三百萬圓ハ積濟正金銀行青島支店ニ預入スヘシ

第二條 本貸付金ノ期限ハ貸付ノ日ヨリ十年トス

大 藏 省

(8, 8, 小川新)

大正十二年九月十日
青島居留民國
第一條 本貸付金三百萬圓ハ積濟正金銀行青島支店ニ預入スヘシ
第二條 本貸付金ノ期限ハ貸付ノ日ヨリ十年トス

第二條 本貸付金ノ利息ハ年四分トシ毎年三月末日及九月末日青島ニ於テ之ヲ支拂フヘシ

第三條 其ノ民國ハ左ニ掲タルモノニ限り本貸付金ヨリ貸出ヲ爲スヲ得ルモノトス

一 大正十四年山東懸案解決ニ關スル條約調印前ヨリ舊膠州租借地及山東鐵道沿線ニ在留シ引續キ居住ノ意思確實ナル帝國臣民

二 舊膠州租借地及山東鐵道沿線地方ヲ以テ營業ノ主タル目的地トスル帝國ノ法人若ハ組合ニシテ其ノ株主社員又ハ組合員ノ大多數カ前條ニ掲タル帝國臣民ヨリ成ルモノ若ハ其ノ出資金額ノ大部分カ前掲帝國臣民ノ出資ニ係ルモノ

第五條 其ノ民國ヨリ居留民法人又ハ組合ニ對スル貸出ハ左ノ條件ニ從

宣統三年八月廿五日

大 藏 省

宣統三年八月廿五日

第三條 本貸付金ノ利息ハ年四分トシ毎年三月末日及九月末日青島ニ於テ之ヲ支拂フヘシ

第四條 其ノ民國ハ左ニ掲タルモノニ限り本貸付金ヨリ貸出ヲ爲スヲ得ルモノトス

一 大正十四年山東懸案解決ニ關スル條約調印前ヨリ舊膠州租借地及山東鐵道沿線ニ在留シ引續キ居住ノ意思確實ナル帝國臣民

二 舊膠州租借地及山東鐵道沿線地方ヲ以テ營業ノ主タル目的地トスル帝國ノ法人若ハ組合ニシテ其ノ株主社員又ハ組合員ノ大多數カ前條ニ掲タル帝國臣民ヨリ成ルモノ若ハ其ノ出資金額ノ大部分カ前掲帝國臣民ノ出資ニ係ルモノ

第五條 其ノ民國ヨリ居留民法人又ハ組合ニ對スル貸出ハ左ノ條件ニ從

(8, 5, 小川路)

(8, 5, 小川路)

フヘシ

一、舊膠州租借地及山東鐵道沿線ニ於ケル建物又ハ土地若ハ期限三十年以上ノ土地租借權ヲ以テ擔保トスヘシ

商品又ハ有價證券ヲ以テ擔保トスル場合ニ於テハ在青島帝國總領事ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス但シ其ノ貸出總計額ハ金三十萬圓ヲ超ユルコトヲ得ス

前二項ニ揚クル擔保ヲ徵スルコトナク組合ニ對シ貸出ヲ爲サムトスルトキハ在青島帝國總領事ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス但シ其ノ貸出總計額ハ金二十萬圓ヲ超ユルコトヲ得ス

三、貸出額ハ擔保物件ノ價格ノ六割ヲ限度トスヘシ但シ帝國國債ニ在リテハ時價ノ八割以内トス

Vertical text columns on the right page, likely bleed-through from the reverse side. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.

第十條 青島總領事ハ本貸付金ニ關スル一切ノ事項ニ付在青島帝國總領事ノ監督ヲ受ケ且重要ノ事項ニ付テハ特ニ其ノ指旨ヲ受クヘク又在青島帝國總領事ハ必要ニ應ジ諸般ノ指示ヲ爲スコトヲ得

第十一條 其ノ民間ハ本貸付金ニ關スル一切ノ事項ニ付在青島帝國總領事ノ監督ヲ受ケ且重要ノ事項ニ付テハ特ニ其ノ指旨ヲ受クヘク又在青島帝國總領事ハ必要ニ應ジ諸般ノ指示ヲ爲スコトヲ得

第十二條 本貸付金貸出ノ爲第一條ニ規定スル預金ヲ引出サムトスルトキハ在青島帝國總領事ノ實印ヲ押捺セル請求書又ハ小切手ヲ以テスルモノトス

前項ノ請求書又ハ小切手ニ對シ在青島帝國總領事ノ官印ノ押捺ヲ求ムル場合ニハ貸出金額、利率、期限、擔保ノ外其ノ使用目的、償還方法

定ムル委員會ノ審議ニ附シ其ノ意見ヲ尊重スヘシ

委員會ハ諮問ヲ俟タス進テ行政委員會ニ其ノ意見ヲ提出スルコトヲ得ルモノトス

第十一條 其ノ民間ハ本貸付金ニ關スル一切ノ事項ニ付在青島帝國總領事ノ監督ヲ受ケ且重要ノ事項ニ付テハ特ニ其ノ指旨ヲ受クヘク又在青島帝國總領事ハ必要ニ應ジ諸般ノ指示ヲ爲スコトヲ得

第十二條 本貸付金貸出ノ爲第一條ニ規定スル預金ヲ引出サムトスルトキハ在青島帝國總領事ノ實印ヲ押捺セル請求書又ハ小切手ヲ以テスルモノトス

前項ノ請求書又ハ小切手ニ對シ在青島帝國總領事ノ官印ノ押捺ヲ求ムル場合ニハ貸出金額、利率、期限、擔保ノ外其ノ使用目的、償還方法

大 藏 省

(第 5. 小川繪)

借主ノ信用及資産状態等ニ付明細ノ書類ヲ添付シ在青島帝國總領事ニ
 届出スヘシ

第十三條 其ノ民間カ本貸付金ニ關スル事務ニ當ラシムル爲有給ノ職員
 ヲ任用スル場合ハ豫メ在青島帝國總領事ノ認可ヲ受クヘシ

第十四條 其ノ民間ヨリ居留民ニ對スル貸出利子、預金利子其ノ他附屬
 雜收入ヨリ政府ニ支拂フベキ利子及貸出事務ニ要スル經費ヲ除キタル
 剩額ハ之ヲ積立ツヘシ

前項ノ積立金ハ在青島帝國總領事ノ認可アルニアラザレハ之ヲ使用ス
 ルコトヲ得ス

前項貸出事務ニ要スル經費ハ豫算ヲ作成シ在青島帝國總領事ノ認可ヲ
 受クヘシ

(8. 5. 小川納)

（Faint, mostly illegible text in vertical columns on the right page, likely bleed-through from the reverse side of the document. Some characters are difficult to discern due to fading and bleed-through.)

(Faint text at the bottom right of the page, possibly a reference or date.)

濟南居留民團業務復活資金貸付金（昭和四年度）

（一）貸付金額 三五〇、〇〇〇圓

（二）貸付事由

濟南居留民團ニ屬スル居留民中昭和三年濟南事件ニ
因リ經濟上ノ打撃ヲ蒙リ營業ノ繼續困難又ハ不能ニ
陥レル者ノ業務復活資金トシテ政府ヨリ貸付クルコ
トトセリ

（三）貸付団体

濟南居留民團

（四）貸付條件

利率年三分、當初三ヶ年無利子
期限十五ヶ年（五ヶ年据置以後十ヶ年々賦償還）

（五）貸出方法

不動産擔保貸出
商品又ハ有價證券擔保貸出
信用貸出

（六）貸付命令書日附

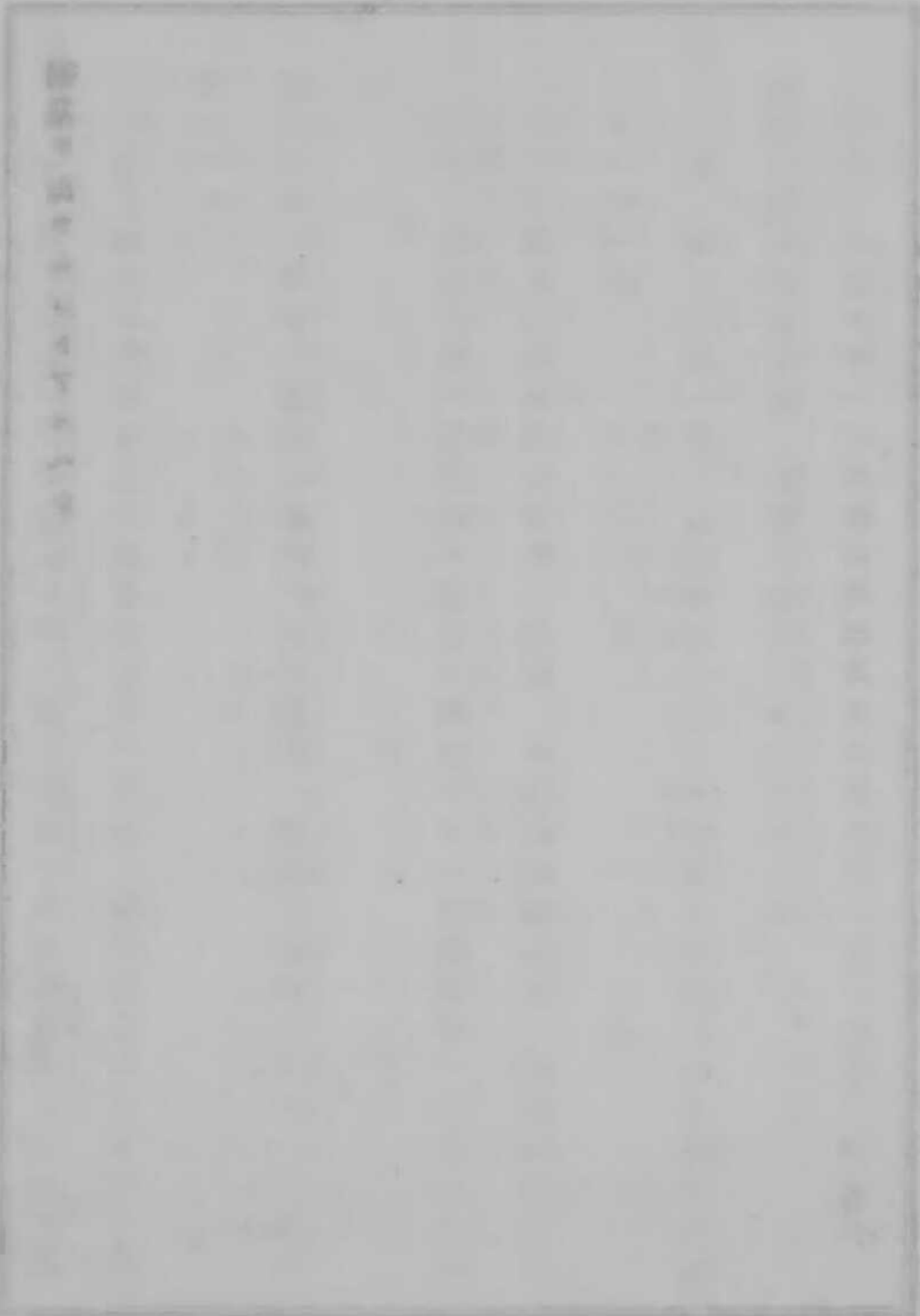
昭和五年二月十五日

（七）現金交付日附

昭和五年三月十七日

大藏省

（R. 5. 小川編）



濟南居留民業務復活資金貸付金

(1) 政府ノ貸付條件ハ昭和二年度長江避難民復業資金ノ例ニ依ル即チ次ノ如シ

(一) 貸付ハ濟南居留民間ニ對シ之ヲ行フ

(二) 貸付金額ハ三十五萬圓トス

(三) 貸付期限ハ十五箇年トシ五箇年据置キ以後十箇年賦ニテ均分償還セシム

(四) 利率ハ年三歩トシ當初三箇年間無利子トス

(五) 本貸付金成立ノ趣旨及濟南居留民間ノ經濟力ニ鑑ミ特ニ無擔保トス

(六) 本貸付金ハ昭和三年五月三日以前ヨリ濟南ニ居住シ濟南事件ニ依リ經濟上ノ打撃ヲ蒙リ營業ノ繼續困難又ハ不能ニ陥レル者ニシテ今後モ引續キ濟南ニ居住ノ意志確實ナル帝國臣民ニ限り貸出シ得ルモノトス

(8. 5. 小川納)

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and orientation.)

本貸付金ハ主トシテ間接被害者ノ復興資金ニ充當セシムル主旨ナル
 ヲ以テ直接被害者ニ對シテハ差當リ事情已ムヲ得サル者ノ外ナルヘ
 ク本貸付金ヲ貸出ササルモノトス

イ) 右貸付金ヲ居留民團ヨリ各個人ニ貸出シ運用スル場合ノ條件ハ次ノ
 如シ

一) 貸出ハハ) 不動産擔保貸出 四) 商品若ハ有價證券擔保貸出 イ) 信用貸出
 ノ三種トス

二) 前項区分ニ依ル貸出總額及運用條件ノ決定竝ニ各個人ニ對スル貸
 付額ノ決定及元利ノ償還等ハ在濟南總領事代理監督ノ下ニ居留民
 團ヲシテ全責任ヲ以テ行ハシム但シ右貸出總額及運用條件ノ決定
 ニ付テハ豫メ本省ノ承認ヲ要ス

三) 貸付ニ際シテハ居留民團ニ對シ在濟南總領事代理ヲ通シ貸付ニ關
 スル指令書ヲ發シ附書ヲ徴セシム

右指令書案別紙ノ通

(原、本、小川稿)

大 藏 省

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is illegible due to fading and orientation.)

第一條 本貸付金ハ專ラ其ノ民間所屬各個人ノ營業復活資金ニ充ツルモ
 ノニシテ右以外ノ用途ニ使用スルコトヲ得ス
 第二條 本貸付期限ハ貸付ノ日ヨリ十五箇年トシ五箇年据置以後十箇年
 賦ニテ均分償還スヘシ
 利率ハ年三分トシ當初三箇年ハ無利子トス
 第三條 本貸付金ハ昭和三年五月三日以前ヨリ濟南ニ居住シ濟南事件ニ
 依リ經濟上ノ打撃ヲ蒙リ營業ノ繼續困難又ハ不能ニ陥レル者ニシテ令

濟南居留民業務復活資金貸付命令書

濟南居留民國代表

何 某

其ノ民間ニ屬スル居留民中昭和三年濟南事件ニ因リ經濟上ノ打撃ヲ蒙リ
 營業ノ繼續困難又ハ不能ニ陥レル者ノ業務復活資金トシテ政府ヨリ其ノ
 民間ニ對シ金三十五萬圓ヲ貸付クルニ付其ノ民間ハ左ノ條件ヲ遵守スヘ
 シ

第一條 本貸付金ハ專ラ其ノ民間所屬各個人ノ營業復活資金ニ充ツルモ
 ノニシテ右以外ノ用途ニ使用スルコトヲ得ス
 第二條 本貸付期限ハ貸付ノ日ヨリ十五箇年トシ五箇年据置以後十箇年
 賦ニテ均分償還スヘシ
 利率ハ年三分トシ當初三箇年ハ無利子トス
 第三條 本貸付金ハ昭和三年五月三日以前ヨリ濟南ニ居住シ濟南事件ニ
 依リ經濟上ノ打撃ヲ蒙リ營業ノ繼續困難又ハ不能ニ陥レル者ニシテ令

(8. 3. 小川)

後モ引續キ原居住地ニ居住ノ意思確實ナル帝國臣民ニアラサレハ之ヲ
 貸出スコトヲ得ス
 第四條 本貸付金ノ貸出ハ左ノ區分ニ據ルコトヲ得
 一、不動産擔保貸出
 二、商品又ハ有價證券擔保貸出
 三、信用貸出
 前項ノ區分ニ依ル貸出金額、貸出條件並各個人ニ對スル貸出金額ハ
 其ノ民間ニ於テ之ヲ決定シ在濟南帝國總領事ノ承認ヲ受クヘシ
 第五條 本貸付金ノ交付及元金並利子ノ取立其他貸付ニ伴フ一切ノ行爲
 ハ其ノ民間ノ代表者ニ對シ之ヲ爲スモノトス
 第六條 其ノ民間ハ本貸付金ノ元金並利子ノ納付其他貸付ニ伴フ一切ノ
 行爲ニ付其ノ責任スルモノトス
 第七條 其ノ民間ハ本貸付金ニ關スル一切ノ事項ニ付在濟南帝國總領事
 ノ監督ヲ受ケ且重要ノ事項ニ付テハ特ニ其ノ指示ヲ受クヘク又在濟南

後モ引續キ原居住地ニ居住ノ意思確實ナル帝國臣民ニアラサレハ之ヲ
 貸出スコトヲ得ス
 第四條 本貸付金ノ貸出ハ左ノ區分ニ據ルコトヲ得
 一、不動産擔保貸出
 二、商品又ハ有價證券擔保貸出
 三、信用貸出
 前項ノ區分ニ依ル貸出金額、貸出條件並各個人ニ對スル貸出金額ハ
 其ノ民間ニ於テ之ヲ決定シ在濟南帝國總領事ノ承認ヲ受クヘシ
 第五條 本貸付金ノ交付及元金並利子ノ取立其他貸付ニ伴フ一切ノ行爲
 ハ其ノ民間ノ代表者ニ對シ之ヲ爲スモノトス
 第六條 其ノ民間ハ本貸付金ノ元金並利子ノ納付其他貸付ニ伴フ一切ノ
 行爲ニ付其ノ責任スルモノトス
 第七條 其ノ民間ハ本貸付金ニ關スル一切ノ事項ニ付在濟南帝國總領事
 ノ監督ヲ受ケ且重要ノ事項ニ付テハ特ニ其ノ指示ヲ受クヘク又在濟南

本館ニ納付スヘシ
 第十一條 本貸付金ノ償還完了ニ至ル迄ハ毎年三月及九月末日ヲ以テ元
 利償還及貸出金運用ノ狀況ヲ在濟南帝國總領事館ニ報告スヘシ
 外務大臣ハ何時ニテモ所屬官吏ヲシテ本貸付金運用ノ狀況ヲ検査セシ
 ムルコトヲ得
 第十二條 其ノ民國ニ於テ本命令書ニ定ムル事項ニ違反シタル行爲アル
 トヤハ外務大臣ハ何時ニテモ本貸付金ノ返納ヲ命スルコトアルヘシ
 第十三條 外務大臣ハ必要ニ應ジ本命令書ニ定ムル事項ヲ改正又ハ補足

帝國總領事ハ必要ニ應ジ附設ノ指示ヲ爲スコトヲ得

第八條 本貸付金ハ第四條ノ區分ニ依ル貸出金額及貸出條件ニ關スル

其ノ民國ノ決定ニ對シ在濟南帝國總領事ノ承認アリタル上其ノ民國ノ

請求ニ依リ在濟南帝國總領事館ニ於テ之ヲ交付ス

第九條 本貸付金ノ運用ニ關スル收支ハ之ヲ特別會計トスヘシ

第十條 本貸付金ノ年賦償還額及利子ハ毎年指定期日內ニ在濟南帝國總

領事館ニ納付スヘシ

第十一條 本貸付金ノ償還完了ニ至ル迄ハ毎年三月及九月末日ヲ以テ元

利償還及貸出金運用ノ狀況ヲ在濟南帝國總領事館ニ報告スヘシ

外務大臣ハ何時ニテモ所屬官吏ヲシテ本貸付金運用ノ狀況ヲ検査セシ

ムルコトヲ得

第十二條 其ノ民國ニ於テ本命令書ニ定ムル事項ニ違反シタル行爲アル

トヤハ外務大臣ハ何時ニテモ本貸付金ノ返納ヲ命スルコトアルヘシ

第十三條 外務大臣ハ必要ニ應ジ本命令書ニ定ムル事項ヲ改正又ハ補足

（附 示）

長江沿岸各地避難民業務復活資金貸付金（昭和二年度）

(一) 貸付金額 金一八五〇〇〇圓

(二) 貸付事由 昭和二年三月以降長江方面ノ動亂（國民革命北伐軍ノ長江方面進出）ニ因リ避難セル同方面居留邦人救済ノ爲業務復興資金ヲ貸付クルコトトセリ

(三) 貸付団体 民間及民間存セサル地ニ在リテハ民會ヲ基礎トスル債務者團

(四) 貸付條件 年利三分（三年間無利子）

(五) 償還保證 期限十五ヶ年（五年間格直、後十ヶ年年賦償還）物的擔保ヲ徹セス債務者團ニ於テ人的連帶保證ヲナス

(B. 5. 小川崎)

大藏省

大藏省

大藏省

[Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

一、各地ニ就キ直接及間接損害ノ程度、居留民中非停給生活者ノ割合居留
 民ノ營業及生活狀態並本資金需要ノ程度等各般ノ事情ヲ當該領事ヲシ
 テ申告セシメ貸付金額ヲ各地ニ按分ス
 二、貸付條件ハ次ノ通
 (一) 貸付金額ハ一八五〇〇圓トス
 (二) 貸付期限ハ十五年トシ五箇年据置キ以後十箇年賦ニテ均分償還セ
 シム
 (三) 利率ハ年三分トシ當初三箇年間無利子トス
 三、本貸付資金ハ其ノ成立ノ趣旨及長江方面居留民ノ經濟力ニ鑑ミ特ニ無
 擔保トス
 四、貸付ハ各地ノ事情ニ應ジ民間所在地ニ在リテハ民間、其他ノ地ニ在リ
 テハ特ニ設ケラル可キ連帶責任ヲ有スル債務者團ニ對シテ之ヲ行フ
 五、右民間及債務者團内各債務者ニ對スル貸付ノ配分利息ノ徵收、年賦金

長江避難民業務復活資金貸付實施大綱

一、各地ニ就キ直接及間接損害ノ程度、居留民中非停給生活者ノ割合居留
 民ノ營業及生活狀態並本資金需要ノ程度等各般ノ事情ヲ當該領事ヲシ
 テ申告セシメ貸付金額ヲ各地ニ按分ス
 二、貸付條件ハ次ノ通
 (一) 貸付金額ハ一八五〇〇圓トス
 (二) 貸付期限ハ十五年トシ五箇年据置キ以後十箇年賦ニテ均分償還セ
 シム
 (三) 利率ハ年三分トシ當初三箇年間無利子トス
 三、本貸付資金ハ其ノ成立ノ趣旨及長江方面居留民ノ經濟力ニ鑑ミ特ニ無
 擔保トス
 四、貸付ハ各地ノ事情ニ應ジ民間所在地ニ在リテハ民間、其他ノ地ニ在リ
 テハ特ニ設ケラル可キ連帶責任ヲ有スル債務者團ニ對シテ之ヲ行フ
 五、右民間及債務者團内各債務者ニ對スル貸付ノ配分利息ノ徵收、年賦金

(R. E. 小川勝)

ノ償還等ハ領事監督ノ下ニ當該民國及債務者國ヲシテ全責任ヲ以テ之
 ヲ行ハシム

六、直接被害者ニ對シテハ大體損害額ノ半額ヲ限度トシテ貸付ケ將來支那
 側ヨリ之カ賠償ヲ得タルトキハ貸付額ヲ償還セシム

七、以上貸付ニ際シテハ各民國及債務者國ニ對シ當該領事ヲ通シテ貸付ニ
 關スル指令書ヲ發ス

右指令書案別紙ノ通

大 藏 省

大 藏 省

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.)

本貸付金ハ初メ、〇四〇、〇〇〇圓ナリシカ後ニ至リ避難民救助費（五一
 六〇〇〇圓）ノ剩餘十六萬圓ヲ流用スルコトトナリ計一、二〇〇、〇〇〇圓
 トナス但シ貸下實施額ハ前記ノ通

大
 藏
 省

大
 藏
 省

本貸付金ハ初メ、〇四〇、〇〇〇圓ナリシカ後ニ至リ避難民救助費（五一
 六〇〇〇圓）ノ剩餘十六萬圓ヲ流用スルコトトナリ計一、二〇〇、〇〇〇圓
 トナス但シ貸下實施額ハ前記ノ通

第十一條 賠償金ノ支拂ハ本領事館ニ納付スヘシ
 第十二條 賠償金ノ支拂ハ本領事館ニ納付スヘシ
 第十三條 賠償金ノ支拂ハ本領事館ニ納付スヘシ
 第十四條 賠償金ノ支拂ハ本領事館ニ納付スヘシ
 第十五條 賠償金ノ支拂ハ本領事館ニ納付スヘシ
 第十六條 賠償金ノ支拂ハ本領事館ニ納付スヘシ
 第十七條 賠償金ノ支拂ハ本領事館ニ納付スヘシ
 第十八條 賠償金ノ支拂ハ本領事館ニ納付スヘシ
 第十九條 賠償金ノ支拂ハ本領事館ニ納付スヘシ
 第二十條 賠償金ノ支拂ハ本領事館ニ納付スヘシ

國總領事館ニ納付スヘシ

第十二條 昭和二年三月以降長江方面ノ動亂ニ因ル直接被害者ニシテ本
 貸付金ノ貸付ヲ受ケタル者カ將來支那側ヨリ之カ賠償金ヲ受ケタル場
 合ニハ第八條ノ規定ニ拘ラス其ノ受領額ニ應シ貸付金ノ全部又ハ一部
 ノ償還ニ充當スルモノトス
 第十三條 其ノ民間ハ本貸付金ノ償還完了ニ至ル迄ハ毎年三月末日ヲ以
 テ元利償還ノ狀況ヲ在漢口帝國總領事館ニ報告スヘシ
 第十四條 債務者國所屬ノ各債務者カ元利ノ償還ヲ怠リ其他債務者國ニ
 於テ本命令書ニ定ムル事項ニ違反シタル所爲アルトキハ外務大臣ハ直
 テニ本貸付金ノ償還ヲ命スルコトアルヘシ
 第十五條 外務大臣ハ本命令書所載事項ニ付必要ニ應シ適當ノ修正又ハ
 補足ヲ加フルコトアルヘシ

昭和 年 月 日

外務大臣 何 某 代理
 在漢口總領事 何 某

大藏省

(B. 5. 小川納)

第一條 本貸付期限ハ貸付ノ日ヨリ十五箇年トシ五箇年掛置キ以後十箇
 年賦ニテ均分償還スヘシ
 利率ハ年三分トシ當初三箇年間ハ無利子トス
 第二條 其ノ債務者團ノ各債務者ニ對スル貸付利子ハ必要ニ應シ當初三
 年間ハ年二分以内其後ハ年五分以内ト爲スコトヲ得
 前項ノ場合ニ於テハ其ノ債務者團ハ其ノ利子中ヨリ政府ニ支拂フヘキ
 利子ヲ控除シタルモノヲ以テ本貸付ニ要スル經費ヲ支辨シ尙剩余アリ

乙案（民間以外ノ債務者團ニ貸付クル場合、例ヲ長沙トス）

長江居留民業務復活資金貸下命令警察案

長沙何々債務者團代表 何 某

在長沙帝國領事館管轄區域内在住帝國居留民中今次時局ニ因リ損害ヲ被
 リ又ハ避難シタル爲メ營業ノ繼續困難又ハ不能ニ陥レル者ノ業務復活資
 金トシテ政府ヨリ其ノ債務者團ニ對シ金、々、々、團ヲ貸付クルニ付其
 ノ債務者團ハ左ノ條件ヲ遵守スヘシ

第一條 本貸付期限ハ貸付ノ日ヨリ十五箇年トシ五箇年掛置キ以後十箇
 年賦ニテ均分償還スヘシ
 利率ハ年三分トシ當初三箇年間ハ無利子トス
 第二條 其ノ債務者團ノ各債務者ニ對スル貸付利子ハ必要ニ應シ當初三
 年間ハ年二分以内其後ハ年五分以内ト爲スコトヲ得
 前項ノ場合ニ於テハ其ノ債務者團ハ其ノ利子中ヨリ政府ニ支拂フヘキ
 利子ヲ控除シタルモノヲ以テ本貸付ニ要スル經費ヲ支辨シ尙剩余アリ

(8. 5. 小川節)

大 藏 省

前項ノ積立金ハ在長沙帝國領事ノ認可アルニ非サレハ之ヲ使用スル
 コトヲ得ス(昭和三年追加)
 第三節 其ノ債務者團ノ各債務者ニ對スル貸付金額ハ其ノ債務者團ニ
 於テ決定シ在長沙帝國領事ノ承認ヲ受ク可ク其ノ債務者團ニ屬スル
 各債務者ヲ連帶債務者ト爲スコトヲ要ス
 第四節 其ノ債務者團ニ屬スル各個人債務者ハ在長沙帝國領事館管内
 ニ在留シ昭和二年三月以後ニ於ケル長江一帶ノ動亂ニ因リ直接間接
 ノ損害ヲ被リ又ハ内地其他ニ避難シタルコトニ依リ業務ヲ繼續スル
 コト困難又ハ不能ニ陷レル者ニシテ今後ニ引續キ原居留地ニ居住ノ
 意思確實ナル帝國臣民タルコトヲ要ス
 第五條 本貸付金ハ其ノ債務者團ノ請求ニ依リ在長沙帝國領事館ニ於
 テ交付ス
 第六條 其ノ債務者團ハ代表者ヲ選出シ在長沙帝國領事ノ認可ヲ

タルトキハ之ヲ積立ツルコトヲ要ス
 前項ノ積立金ハ在長沙帝國領事ノ認可アルニ非サレハ之ヲ使用スル
 コトヲ得ス(昭和三年追加)
 第三節 其ノ債務者團ノ各債務者ニ對スル貸付金額ハ其ノ債務者團ニ
 於テ決定シ在長沙帝國領事ノ承認ヲ受ク可ク其ノ債務者團ニ屬スル
 各債務者ヲ連帶債務者ト爲スコトヲ要ス
 第四節 其ノ債務者團ニ屬スル各個人債務者ハ在長沙帝國領事館管内
 ニ在留シ昭和二年三月以後ニ於ケル長江一帶ノ動亂ニ因リ直接間接
 ノ損害ヲ被リ又ハ内地其他ニ避難シタルコトニ依リ業務ヲ繼續スル
 コト困難又ハ不能ニ陷レル者ニシテ今後ニ引續キ原居留地ニ居住ノ
 意思確實ナル帝國臣民タルコトヲ要ス
 第五條 本貸付金ハ其ノ債務者團ノ請求ニ依リ在長沙帝國領事館ニ於
 テ交付ス
 第六條 其ノ債務者團ハ代表者ヲ選出シ在長沙帝國領事ノ認可ヲ

大藏省

(R. 6. 小川納)

第六條 本貸付金ノ交付及元金並利子ノ取立其他貸付ニ伴フ一切ノ行爲
 ハ其ノ債務者團ノ代表者ニ對シテ之ヲ爲スモノトス
 第七條 本貸付金ノ元利償還ハ其ノ債務者團ニ於テ取極メ指定期日内ニ
 在長沙帝國領事館ニ納付スヘシ
 第八條 昭和二年三月以降長江方面ノ動亂ニ因ル直接被害者ニシテ本貸
 付金ノ貸付ヲ受ケタル者カ將來支那側ヨリ之カ賠償金ヲ受ケタル場合
 ニハ第一條ノ規定ニ拘ハラズ其ノ受領額ニ應シ貸付金ノ全部又ハ一部
 ノ償還ニ充當スルモノトス
 第九條 其ノ債務者團ハ本貸付金ニ關スル一切ノ事項ニ付在長沙帝國領
 事ノ監督ヲ受ケ且重要ノ事項ニ付テハ特ニ其ノ指示ヲ受クヘク又在長
 沙帝國領事ハ必要ニ應シ諸般ノ指示ヲ爲スコトヲ得
 第十條 其ノ債務者團ハ本貸付金ノ償還完了ニ至ル迄ハ毎年三月末日ヲ
 以テ元利償還ノ狀況ヲ在長沙領事ニ報告スヘシ

第十一條 其ノ債務者團ハ本貸付金ノ償還完了ニ至ル迄ハ毎年三月末日ヲ
 以テ元利償還ノ狀況ヲ在長沙領事ニ報告スヘシ

(8, 5, 小川納)

其ノ債務者國ニ於テ本命令書ニ定ムル事項ニ違反シタルトキハ外務大臣ハ直ニ本貸付金ノ償還ヲ命スルコトアルヘシ
 第十三條 外務大臣ハ本命令書所載事項ニ付必要ニ應ジ適當ノ修正又ハ補足ヲ加フルコトアルヘシ

昭和二年 月 日

外務大臣 何 某 代理
 在長沙 帝國領事 何 某

第十二條 其ノ債務者國所屬ノ各個人債務者カ元利ノ償還ヲ怠リ其ノ他其ノ債務者國ニ於テ本命令書ニ定ムル事項ニ違反シタルトキハ外務大臣ハ直ニ本貸付金ノ償還ヲ命スルコトアルヘシ

大藏省

(8. 5. 小用紙)

在伯爾督民學務救濟貸付ニ關スル條件

伯國ヤンパウロ洲本邦農業者學務救濟ノ爲政府ヨリ金八十五萬圓ヲ貸付
クルニ付テ積積正金銀行へ政府ノ委任ヲ受ケ左記條件ノ下ニ債務者ニ對
シ直接ノ債權者トナルモノトス

第一條 貸付金八十五萬圓ハ大正十五年度ニ於テ正金銀行ノ請求次第政
府ヨリ同銀行本店ニ交付ス

第二條 正金銀行ハ自己ノ名ニ於テ右貸付金ノ貸出元利取立及擔保權ノ
實行ヲナスモノトス但貸出及擔保權ノ實行ニ付テハ在伯爾督國大使館ニ
協議シ其ノ指圖ニ從フヘシ

第三條 正金銀行ヨリ債務者ニ對スル貸出ノ條件ハ左ノ通りトスヘシ

- 一、伯國「ノロエスタ」鐵道及「ソロカバナ」鐵道沿線在留本邦農業者
ノ組織スル債務團ハ在伯爾督國大使館ノ承認ヲ經タルモノタルコトヲ要
ス

二、連帶債務者カ完全ニ所有スル土地ニシテ未タ抵當權ノ設立シアラサ

(R. B. 小川助)

大 藏 省

大 藏 省

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and orientation.)

會審第九二號
 大正十五年十一月三十日
 在伯居留民學務救濟貸付金ニ關スル指令書
 積浪正金銀行
 願取 兎 玉 健 次

在伯居留民學務救濟貸付ニ關シ大正十五年五月十九日付其行ニ下シタル
 貸付條件指令中左記事項ト抵觸スル事項ハ左記事項ニ依ルヘシ
 第一條 貸付金ハ在伯居留大使館ノ承認セル使務者國所屬ノ各個人ニ對
 シ之ヲ爲スヘシ但同一使務者國ニ屬スル各使務者ヲ連帶債務者トナス
 コトヲ要ス
 第二條 貸付金ニ對シテハ債務者ノ所有地ニシテ他ニ抵當權ノ設定シテ
 ラサルモノ（既ニ抵當權ノ設定シタルモノニ付テハ其ノ抵當權ヲ撤
 除シタル上）ヲ擔保トシテ提供セシムヘシ但シ已ムヲ得サル場合ハ在
 伯大使館ノ指圖ニ從ヒ遲滞ナク第一抵當權ヲ拔クヘキ條件ノ下ニ第二

會審第九二號
 大正十五年十一月三十日
 在伯居留民學務救濟貸付金ニ關スル指令書
 積浪正金銀行
 願取 兎 玉 健 次

在伯居留民學務救濟貸付ニ關シ大正十五年五月十九日付其行ニ下シタル
 貸付條件指令中左記事項ト抵觸スル事項ハ左記事項ニ依ルヘシ
 第一條 貸付金ハ在伯居留大使館ノ承認セル使務者國所屬ノ各個人ニ對
 シ之ヲ爲スヘシ但同一使務者國ニ屬スル各使務者ヲ連帶債務者トナス
 コトヲ要ス
 第二條 貸付金ニ對シテハ債務者ノ所有地ニシテ他ニ抵當權ノ設定シテ
 ラサルモノ（既ニ抵當權ノ設定シタルモノニ付テハ其ノ抵當權ヲ撤
 除シタル上）ヲ擔保トシテ提供セシムヘシ但シ已ムヲ得サル場合ハ在
 伯大使館ノ指圖ニ從ヒ遲滞ナク第一抵當權ヲ拔クヘキ條件ノ下ニ第二

(8, 3, 小田原)

借款ニ出シテ貸付ケスルコトヲ得
 第三條 貸付金ハ大正十五年甲之ツ還置キ大正十六年ヨリ同十九年迄毎
 年四分ノ一宛ツ其ノ年十二月末日迄ニ償還セシムヘシ
 第四條 貸付金利子ハ毎年十二月末日迄ニ拂込マシムヘシ但シ大正十五
 年分ノ貸付ノ元金中ヨリ之ヲ控除スヘシ
 第五條 貸付金ノ交付反元金並利子取立其ノ他貸付ニ伴フ一切ノ行爲ハ
 各債權者國ノ代表者ニ附シテ之ヲ爲スコトヲ得
 第六條 各人ニ對スル貸付額及貸付順序ハ在伯大使館ノ指圖ニ從フヘシ
 大正十五年十一月八日
 外務大臣 野村 浩 蔵 喜 重 郎

借款ニ出シテ貸付ケスルコトヲ得
 第三條 貸付金ハ大正十五年甲之ツ還置キ大正十六年ヨリ同十九年迄毎
 年四分ノ一宛ツ其ノ年十二月末日迄ニ償還セシムヘシ
 第四條 貸付金利子ハ毎年十二月末日迄ニ拂込マシムヘシ但シ大正十五
 年分ノ貸付ノ元金中ヨリ之ヲ控除スヘシ
 第五條 貸付金ノ交付反元金並利子取立其ノ他貸付ニ伴フ一切ノ行爲ハ
 各債權者國ノ代表者ニ附シテ之ヲ爲スコトヲ得
 第六條 各人ニ對スル貸付額及貸付順序ハ在伯大使館ノ指圖ニ從フヘシ
 大正十五年十一月八日
 外務大臣 野村 浩 蔵 喜 重 郎

(右、小川紙)

④ 凶作救助資金貸付金（鹿兒島縣）

貸付條件

貸付金額 四拾五萬圓

利子 無利子

償還方法 自大正三年度 五ヶ年撥置 大正八年度ヨリ大正二十二年度（昭和八年度）迄拾五ヶ年償還（別表ノ準）

貸付年月日 大正三年十月

大 藏 省

大正三年十月
貸付金額 四拾五萬圓
利子 無利子
償還方法 自大正三年度 五ヶ年撥置 大正八年度ヨリ大正二十二年度（昭和八年度）迄拾五ヶ年償還（別表ノ準）
貸付年月日 大正三年十月

米澤市火災後營費貸付金（山形縣）

貸付條件

貸付金額 貳拾六萬五千圓

利子 無利子

償還方法 大正九年度迄据置大正十年度ヨリ全二十五年（昭和十一年度）迄十六ヶ年賦（年賦金一萬七千五百圓）

貸付年月日 大正七年四月

大藏省

（B. 5. 小川納）

貸付年月日	大正七年四月
貸付金額	貳拾六萬五千圓
利子	無利子
償還方法	大正九年度迄据置大正十年度ヨリ全二十五年（昭和十一年度）迄十六ヶ年賦（年賦金一萬七千五百圓）

○ 吳寧復舊貸付金（官設縣）

貸付條件

貸付金額 百四萬圓

利子 無利子

償還方法 大正十二年度迄据置大正十三年度ヨリ大正二十二年

度（昭和八年度）迄十ヶ年賦

貸付年月日 大正四年四月五拾萬圓、大正四年五月貳拾七萬圓及

大正四年六月貳拾七萬圓貸付

大 藏 省

（R. 5. 小川勝）

○ 吳寧復舊貸付金（官設縣）

貸付金額	百四萬圓
利子	無利子
償還方法	大正十二年度迄据置大正十三年度ヨリ大正二十二年 度（昭和八年度）迄十ヶ年賦
貸付年月日	大正四年四月五拾萬圓、大正四年五月貳拾七萬圓及 大正四年六月貳拾七萬圓貸付

水害復舊工學費貸付金

山梨縣

貸付條件

貸付額

百參拾五萬圓

利率

無利率

償還方法

明治六十二年度（昭和四年度）迄据置昭和五年度
昭和十七年度迄十三ヶ年賦（各年度償還額五一、
九二三圓）

貸付年月日

自明治四十一年五月十五日
至明治四十二年三月十七日

九回

大藏省

貸付額	百參拾五萬圓
利率	無利率
償還方法	明治六十二年度（昭和四年度）迄据置昭和五年度 昭和十七年度迄十三ヶ年賦（各年度償還額五一、 九二三圓）
貸付年月日	自明治四十一年五月十五日 至明治四十二年三月十七日
回数	九回

十勝岳爆發被害復舊費貸付金

貸付條件

- 一、据置期間ハ貸付年度ヨリ五ヶ年度トス
- 二、本貸付金ハ据置期間滿了ノ翌年度ヨリ二十ヶ年度間ニ於テ毎年度元金ヲ均等ニ償還スルモノトス
- 三、施設費ノ減少ニ伴ヒ貸付金ニ不用ヲ生スルトキハ本貸付ハ豫定額ヲ尠更減少スルコトアルヘシ
- 四、本貸付金ハ北海道地方費ヨリ轉貸スルモノトス
- 五、本貸付金ハ据置、償還期間共無利子トス

(表 5. 小川崎)

Table with multiple columns and rows, containing faint text and numbers, likely a ledger or financial record. The text is mostly illegible due to fading.

(表 6. 小川崎)

一四 神道第一四五號

神 奈 川 縣 新 濱 市

大正十四年十二月十五日庶發第二、三七四號稟請其ノ市永代借地整理資金貸付ノ件聽用ケ大正十四年度ニ於テ金六百萬圓ヲ貸付ス但シ左ノ通り心得ヘシ

大正十五年三月三十一日

内 務 大 臣

一、貸付額 金六百萬圓

二、利率 無利子

三、元金償還方法 大正二十年三月三十一日迄据置拾ヶ年間ニ年賦均等償還

(自昭和六年度至昭和十五年度)

四、土地賣買差金處分法 永代借地買収及賣却ニ依リ差金アリタル場合ハ之カ賣買ニ要シタル費用ヲ差引キ其ノ半額ハ大正三十一年三月三十一日限リ精算ノ上國庫ニ納付スルコト

神道第一四五號
大正十四年十二月十五日庶發第二、三七四號稟請其ノ市永代借地整理資金貸付ノ件聽用ケ大正十四年度ニ於テ金六百萬圓ヲ貸付ス但シ左ノ通り心得ヘシ
大正十五年三月三十一日
内 務 大 臣

沖繩縣財政救済貸付金

貸付條件（其ノ一）

一、起債金額 金二十萬圓

一、起債ノ目的 縣政入ニ屬スル金庫運用金戻入一時不能ニヨリ之カ補充ノ爲

一、借入利率 無利子但シ縣ニ於テ右金庫運用金ヨリ利子ヲ現實ニ受入レタルトキハ其ノ年度ニ於テハ同一ノ利率ヲ以テ本債ノ利率トシ縣受入利子總額ノ限度ニ於テ大藏省ニ利子ヲ納付スルモノトス

一、借入先 内務省

一、借入ノ時期 大正十三年度但シ借入期間ハ借入先ト協定スルモノトス

一、擔置期間 借入ノ月ヨリ大正十八年三月迄

一、償還期間 自大正十八年度（昭和四年度）二十ヶ年賦トシ別紙償還年次表ノ通償還ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ年度ニ

一、償還年次表ノ通償還ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ年度ニ

大藏省

(註、小川納)

[Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

大藏省

於テ其ノ金額ヲ償還スルモノトス

一、据償期間中ト雖右金庫運用金ノ戻入アリタルトキ

二、償還年限中右金庫運用金ノ戻入其ノ年度ニ於ケル償還元金ヨリ多
キトキ

三、縣經濟ノ都合ニ依リ償還年次ヲ短縮シ又ハ繰上償還ヲ爲スコトヲ
得

一、償還財源 縣金庫戻入金其ノ他一般歳入

備考

大正十三年九月二十二日縣參事會ニ於テ議決

大 藏 省

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.)

大正十三年三月迄
 借入ノ月ヨリ大正十八年三月迄
 自大正十八年度（昭和四年度）
 至大正二十七年（昭和十二年）
 二十ヶ年賦トシ別紙年
 次表ノ通債還ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ年度ニ於

沖繩縣財政救済貸付金

貸付條件（其ノ二）

- 一、起債金額 金三十六萬圓
- 一、起債ノ目的 縣蔵入ニ屬スル金庫運用金戻入一時不能ニヨリ之カ補充ノ爲
- 一、借入利率 無利子但シ縣ニ於テ右金庫運用金ヨリ利子ヲ現實ニ受入レタルトキハ其ノ年度ニ於テハ同一ノ利率ヲ以テ本債ノ利率トシ縣受入利子總額ノ限度ニ於テ内務省ニ利子ヲ納付スルモノトス
- 一、借入 先 内務省
- 一、借入ノ時期 大正十三年度但シ借入期間ハ借入先ト協定スルモノトス
- 一、据償期間 借入ノ月ヨリ大正十八年三月迄
- 一、償還期間 自大正十八年度（昭和四年度）
至大正二十七年（昭和十二年）
二十ヶ年賦トシ別紙年次表ノ通債還ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ年度ニ於

大 藏 省

(5, 6, 小川納)

一、債還財源
 二、債還年限中右金庫運用金ノ戻入其ノ年度ニ於ケル債還元金ヨリ多キトキ
 三、縣受入利子總額カ内務省ニ納付スヘキ利子總額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ全部之ヲ元金繰上償還ノ資ニ充ツルモノトス

一、債還財源
 備考

大正十三年十一月十六日縣參事會ニ於テ議決

大藏省

大正十三年十一月十日...
 一、貸付金...
 一、償還期限...
 一、貸付条件...
 一、貸付金...
 一、償還期限...
 一、貸付条件...
 一、貸付金...
 一、償還期限...
 一、貸付条件...

丹後地方震災復興資金貸付金

京都府

貸付条件

- 一、貸付金利子ハ年五分但シ据置期間中ハ無利子トス
- 一、据置期間ハ昭和七年三月三十一日限リトス
- 一、償還期限及償還方法ハ昭和七年四月一日ヨリ起算シ三十ヶ年度ニ於テ毎年度元利均等償還スルモノトス
- 一、歳入減陥ノ減少並ニ施設費ノ減額ニ伴ヒ貸付金ニ不用ヲ生スルトキハ資金ノ貸付額ヲ變更減額スルコトアルヘシ
- 一、町村其ノ他ニ於ケル所用額ハ府ヨリ轉貸スルモノトス
- 一、貸付年度

昭和二年度	八七〇、九八五
昭和三年度	七四六、三六五
	八七五、一二五

(8, 5, 小川誠)

大藏省

大藏省

	昭和四年度	一、一二三六八五
計		三、六一六一六〇

副

大藏省

(B, 5, 小川納)

海軍三年額	八、五、一、二五
海軍二年額	八、〇〇、八五
海軍一年額	七、四六、三五
海軍半年額	三、七三、一五
海軍四半額	一、八六、五八
海軍半年額	九三、二九
海軍三個月額	四六、六五
海軍二個月額	三一、一〇
海軍一個月額	一五、五五
海軍三個月額	四六、六五
海軍六個月額	九三、二九
海軍一年額	一、八六、五八
海軍二年額	三、七三、一五
海軍三年額	五、五九、七二
海軍四年額	七、四六、三五
海軍五年額	九、三三、〇〇
海軍六年額	一一、一九、六五
海軍七年額	一三、〇六、三〇
海軍八年額	一四、九二、八五
海軍九年額	一六、七九、四〇
海軍十年額	一八、六五、九五
海軍十一年額	二〇、五二、五〇
海軍十二年額	二二、三九、〇五
海軍十三年額	二四、二五、六〇
海軍十四年額	二六、一二、一五
海軍十五年額	二八、九八、七〇
海軍十六年額	三一、七五、二五
海軍十七年額	三三、六一、八〇
海軍十八年額	三五、四八、三五
海軍十九年額	三七、三四、九〇
海軍二十年額	三九、二一、四五
海軍二十一年額	四一、〇七、〇〇
海軍二十二年額	四二、九三、五五
海軍二十三年額	四四、七九、一〇
海軍二十四年額	四六、六五、六五
海軍二十五年額	四八、五二、二〇
海軍二十六年額	五〇、三八、七五
海軍二十七年額	五二、二五、三〇
海軍二十八年額	五四、一二、八五
海軍二十九年額	五六、九九、四〇
海軍三十年額	五八、八五、九五
海軍三十二年額	六二、〇七、〇〇
海軍三十四年額	六五、二九、〇五
海軍三十六年額	六八、五〇、一〇
海軍三十八年額	七一、七二、一五
海軍四十年額	七四、九四、二〇
海軍四十二年額	七八、一六、二五
海軍四十四年額	八一、三八、三〇
海軍四十六年額	八四、六〇、三五
海軍四十八年額	八七、八二、四〇
海軍五十年額	九一、〇四、四五
海軍五十二年額	九四、二六、五〇
海軍五十四年額	九七、四八、五五
海軍五十六年額	一〇〇、七〇、六〇
海軍五十八年額	一〇三、九二、六五
海軍六十年額	一〇七、一四、七〇
海軍六十二年額	一一〇、三六、七五
海軍六十四年額	一一三、五八、八〇
海軍六十六年額	一一六、八〇、八五
海軍六十八年額	一二〇、〇二、九〇
海軍七十年額	一二三、二四、九五
海軍七十二年額	一二六、四六、〇〇
海軍七十四年額	一二九、六八、〇五
海軍七十六年額	一三二、九〇、一〇
海軍七十八年額	一三六、一二、一五
海軍八十年額	一三九、三四、二〇
海軍八十二年額	一四三、五六、二五
海軍八十四年額	一四六、七八、三〇
海軍八十六年額	一五〇、〇〇、三五
海軍八十八年額	一五三、二二、四〇
海軍九十年額	一五六、四四、四五
海軍九十二年額	一五九、六六、五〇
海軍九十四年額	一六二、八八、五五
海軍九十六年額	一六六、一〇、六〇
海軍九十八年額	一六九、三二、六五
海軍一百年額	一七二、五四、七〇

大藏省

山陰地方震災復舊費貸付金

貸付条件

一、利率 無利子

一、据置期間 貸付年度ヨリ五々年度トス

一、償還期間及償還方法 据置期間満了ノ翌年度ヨリ二十五ヶ年度間ニ於テ毎年度元金ヲ均等償還ノ方法ニヨリ償還スルモノトス

一、復舊費ノ派給ニ伴ヒ貸付金ニ不用ヲ生シタルトキハ資金ノ貸付豫定額ヲ變更派給スルコトアルヘシ

一、本件資金ハ町村ニ對シ縣ヨリ轉貸スルモノトス

一、貸付年度 大正十四年度

京都府 一〇二、八二三 圓

兵庫縣 一、三九七一七七 (内五〇〇、〇〇〇 圓) 大正十五年度貸付

計 一、五〇〇、〇〇〇

大藏省



大藏省

（附録）

一、

二、

三、

四、

五、

六、

七、

八、

九、

十、

十一、

十二、

十三、

十四、

十五、

十六、

十七、

十八、

十九、

二十、

二十一、

二十二、

二十三、

二十四、

二十五、

二十六、

二十七、

二十八、

二十九、

三十、

三十一、

三十二、

三十三、

三十四、

三十五、

三十六、

三十七、

三十八、

三十九、

四十、

四十一、

四十二、

四十三、

四十四、

四十五、

四十六、

四十七、

四十八、

四十九、

五十、

五十一、

五十二、

五十三、

五十四、

五十五、

五十六、

五十七、

五十八、

五十九、

六十、

六十一、

六十二、

六十三、

六十四、

六十五、

六十六、

六十七、

六十八、

六十九、

七十、

七十一、

七十二、

七十三、

七十四、

七十五、

七十六、

七十七、

七十八、

七十九、

八十、

八十一、

八十二、

八十三、

八十四、

八十五、

八十六、

八十七、

八十八、

八十九、

九十、

九十一、

九十二、

九十三、

九十四、

九十五、

九十六、

九十七、

九十八、

九十九、

一百、

（附録）

一、

二、

三、

四、

五、

六、

七、

八、

九、

十、

十一、

十二、

十三、

十四、

十五、

十六、

十七、

十八、

十九、

二十、

二十一、

二十二、

二十三、

二十四、

二十五、

二十六、

二十七、

二十八、

二十九、

三十、

三十一、

三十二、

三十三、

三十四、

三十五、

三十六、

三十七、

三十八、

三十九、

四十、

四十一、

四十二、

四十三、

四十四、

四十五、

四十六、

四十七、

四十八、

四十九、

五十、

五十一、

五十二、

五十三、

五十四、

五十五、

五十六、

五十七、

五十八、

五十九、

六十、

六十一、

六十二、

六十三、

六十四、

六十五、

六十六、

六十七、

六十八、

六十九、

七十、

七十一、

七十二、

七十三、

七十四、

七十五、

七十六、

七十七、

七十八、

七十九、

八十、

八十一、

八十二、

八十三、

八十四、

八十五、

八十六、

八十七、

八十八、

八十九、

九十、

九十一、

九十二、

九十三、

九十四、

九十五、

九十六、

九十七、

九十八、

九十九、

一百、

大蔵省
 一、利半五分但シ借置期中ハ無利ナトス
 二、借置期間ハ大正十八年三月三十一日限リトス
 三、償還期限及償還方法ハ大正十八年四月一日ヨリ起算シ三十ヶ年間ニ
 元利均等償還ノ方法ニ依リ之ヲ償還スルモノトス
 四、歳入欠陥ノ減少ニ伴ヒ貸付金ニ不用ラ生スルトキハ之ヲ繰廻スルコ
 トアルヘシ

震災貸付金貸付條件

其ノ府（縣、市）歳入欠陥（東京府、神奈川縣）一及管下市町村ノ歳入
 欠陥一ニ充ツル爲メ左ノ條件ヲ以テ金 圓ヲ大正十三年度ニ於テ
 貸付ス

年 月 日

内 務 大 臣

一、利半五分但シ借置期中ハ無利ナトス
 二、借置期間ハ大正十八年三月三十一日限リトス
 三、償還期限及償還方法ハ大正十八年四月一日ヨリ起算シ三十ヶ年間ニ
 元利均等償還ノ方法ニ依リ之ヲ償還スルモノトス
 四、歳入欠陥ノ減少ニ伴ヒ貸付金ニ不用ラ生スルトキハ之ヲ繰廻スルコ
 トアルヘシ

大 蔵 省

一、東京府及神奈川縣ニハ此ノ一號ヲ加ヘ四號ヲ五號トス

二、東京府及神奈川縣ニハ此ノ一號ヲ加ヘ四號ヲ五號トス

三、東京府及神奈川縣ニハ此ノ一號ヲ加ヘ四號ヲ五號トス

四、東京府及神奈川縣ニハ此ノ一號ヲ加ヘ四號ヲ五號トス

五、東京府及神奈川縣ニハ此ノ一號ヲ加ヘ四號ヲ五號トス

六、東京府及神奈川縣ニハ此ノ一號ヲ加ヘ四號ヲ五號トス

七、東京府及神奈川縣ニハ此ノ一號ヲ加ヘ四號ヲ五號トス

八、東京府及神奈川縣ニハ此ノ一號ヲ加ヘ四號ヲ五號トス

九、東京府及神奈川縣ニハ此ノ一號ヲ加ヘ四號ヲ五號トス

十、東京府及神奈川縣ニハ此ノ一號ヲ加ヘ四號ヲ五號トス

一、東京府及神奈川縣ニハ此ノ一號ヲ加ヘ四號ヲ五號トス

二、東京府及神奈川縣ニハ此ノ一號ヲ加ヘ四號ヲ五號トス

三、東京府及神奈川縣ニハ此ノ一號ヲ加ヘ四號ヲ五號トス

四、東京府及神奈川縣ニハ此ノ一號ヲ加ヘ四號ヲ五號トス

五、東京府及神奈川縣ニハ此ノ一號ヲ加ヘ四號ヲ五號トス

六、東京府及神奈川縣ニハ此ノ一號ヲ加ヘ四號ヲ五號トス

七、東京府及神奈川縣ニハ此ノ一號ヲ加ヘ四號ヲ五號トス

八、東京府及神奈川縣ニハ此ノ一號ヲ加ヘ四號ヲ五號トス

九、東京府及神奈川縣ニハ此ノ一號ヲ加ヘ四號ヲ五號トス

十、東京府及神奈川縣ニハ此ノ一號ヲ加ヘ四號ヲ五號トス

公立學校震災復興費貸付金

貸付條件

- 一、利率年五分、但シ据置期間中ハ無利子トス
- 二、据置期間ハ大正十八年三月三十一日限トス
- 三、償還期限及償還方法ハ大正十八年四月一日ヨリ起算シ三十ヶ年間ニ元利均等償還ノ方法ニ依リ之ヲ償還スルモノトス
- 四、施設費ノ減額ニ伴ヒ貸付金ニ不用額ヲ生シタルトキハ貸付金額ヲ削減スルコトアルヘシ
- 五、管下町村等ノ所要資金ハ其ノ府縣ヨリ轉貸スルモノトス

(8. 5. 小川勝)

公立學校震災復興費貸付金
 一、利率年五分、但シ据置期間中ハ無利子トス
 二、据置期間ハ大正十八年三月三十一日限トス
 三、償還期限及償還方法ハ大正十八年四月一日ヨリ起算シ三十ヶ年間ニ元利均等償還ノ方法ニ依リ之ヲ償還スルモノトス
 四、施設費ノ減額ニ伴ヒ貸付金ニ不用額ヲ生シタルトキハ貸付金額ヲ削減スルコトアルヘシ
 五、管下町村等ノ所要資金ハ其ノ府縣ヨリ轉貸スルモノトス

定、市立学校復興費貸付指令書例
 第一、貸付利率、年五分但シ揚置期間中ハ無利子トス
 第二、揚置期間ハ大正十八年三月三十一日（昭和三年度）限トス
 第三、償還期限及償還方法ハ大正十八年四月一日（昭和四年度）ヨリ起算シ三十ヶ年間ニ元利均等償還ノ方法ニ依リ之ヲ償還スルモノトス
 第四、施設費ノ減額ニ伴ヒ貸付金ニ不用額ヲ生シタルトキハ貸付金額ヲ削

公立学校復興費貸付指令書例

公立学校復興費貸付指令書例
 集書三四號

東 京 市

其ノ市公立学校復興費貸付指令書例ニ充ツル爲左記條件ヲ以テ前記ノ通之ヲ貸付ス

大正十三年十二月五日

文部大臣 岡 田 良 平

記

- 一、利率 年五分但シ揚置期間中ハ無利子トス
- 二、揚置期間ハ大正十八年三月三十一日（昭和三年度）限トス
- 三、償還期限及償還方法ハ大正十八年四月一日（昭和四年度）ヨリ起算シ三十ヶ年間ニ元利均等償還ノ方法ニ依リ之ヲ償還スルモノトス
- 四、施設費ノ減額ニ伴ヒ貸付金ニ不用額ヲ生シタルトキハ貸付金額ヲ削

(原. 小川納)

一、昭和十三年三月三十一日現在、東京市債付金、大正十三年三月三十一日現在、東京市債付金、大正十四年三月三十一日現在、東京市債付金、大正十五年三月三十一日現在、東京市債付金、昭和元年三月三十一日現在、東京市債付金、昭和二年三月三十一日現在、東京市債付金、昭和三年三月三十一日現在、東京市債付金、計、東京市債付金、百拾七萬圓。

大蔵省

(昭和十三年)

減スルコトアルヘシ
 東京市債付金
 大正十三年度 金 貳拾參萬四千圓
 大正十四年度 〃 〃 〃 〃
 大正十五年度 〃 〃 〃 〃
 昭和元年度 〃 〃 〃 〃
 昭和二年度 〃 〃 〃 〃
 昭和三年度 〃 〃 〃 〃
 計 金 百拾七萬圓

大蔵省

(昭.五.小川勝)

一、前記ノ保費契約ニ基ク權利ノ上ニ貴官ノ爲メ賃借ヲ設定スルコト
 十二、保費契約ヲ變更セントシ若ハ保費會社ヲ變更セントスルトキハ陳
 メ貴官ノ承諾ヲ受クルコト
 十三、貴官ヨリ保費會社ノ變更ヲ要求セラレタルトキハ何時ニテモ之ニ
 應スルコト
 十四、抵當物ノ現状ヲ變更セントシ又ハ其ノ所有權ニ異動ヲ生シメメン
 トスルトキハ陳メ貴官ノ承諾ヲ受クルコト
 十五、抵當物ノ現状ニ異動ヲ生シ又ハ抵當物上ニ權利ヲ設定シタルトキ
 ハ直ニ之ヲ貴官ニ通知スルコト
 十六、保費人死亡シタル場合又ハ貴官ニ於テ保費人タルニ不適當ト認メ
 ツルヘキ事由生シタルトキハ何時ニテモ貴官ノ御指圖ニヨル保費
 人ヲ立ツルカ又ハ他ノ適當ナル保費人ヲ立テ貴官ノ承諾ヲ受クル
 コト

誓ヲ保費契約満期日拾四日前迄ニ貴官ニ差入ル、コト
 十一、前記ノ保費契約ニ基ク權利ノ上ニ貴官ノ爲メ賃借ヲ設定スルコト
 十二、保費契約ヲ變更セントシ若ハ保費會社ヲ變更セントスルトキハ陳
 メ貴官ノ承諾ヲ受クルコト
 十三、貴官ヨリ保費會社ノ變更ヲ要求セラレタルトキハ何時ニテモ之ニ
 應スルコト
 十四、抵當物ノ現状ヲ變更セントシ又ハ其ノ所有權ニ異動ヲ生シメメン
 トスルトキハ陳メ貴官ノ承諾ヲ受クルコト
 十五、抵當物ノ現状ニ異動ヲ生シ又ハ抵當物上ニ權利ヲ設定シタルトキ
 ハ直ニ之ヲ貴官ニ通知スルコト
 十六、保費人死亡シタル場合又ハ貴官ニ於テ保費人タルニ不適當ト認メ
 ツルヘキ事由生シタルトキハ何時ニテモ貴官ノ御指圖ニヨル保費
 人ヲ立ツルカ又ハ他ノ適當ナル保費人ヲ立テ貴官ノ承諾ヲ受クル
 コト

大 蔵 省

(氏名、小川納)

大正 年 月 日

住本	住本	住本
所籍	所籍	所籍
借主	借主	借主

年	年	年
月	月	月
日生	日生	日生

大藏省

(8. 6. 小川納)

大正 年 月 日

借主

所籍

住本

大藏省

任本	任本	任本	任本
所籍	所籍	所籍	所籍
保証人	保証人	保証人	保証人
年	年	年	年
大月	大月	大月	大月
日	日	日	日
省	省	省	省

(E. 5. 小川勝)

任本	任本	任本	任本
所籍	所籍	所籍	所籍
保証人	保証人	保証人	保証人
年	年	年	年
大月	大月	大月	大月
日	日	日	日
省	省	省	省

任本	任本	任本	任本
所籍	所籍	所籍	所籍
保証人	保証人	保証人	保証人
年	年	年	年
大月	大月	大月	大月
藏	藏	藏	藏
日生	日生	日生	日生
省	省	省	省

任本	任本	任本	任本
所籍	所籍	所籍	所籍
保証人	保証人	保証人	保証人
年	年	年	年
大月	大月	大月	大月
藏	藏	藏	藏
日生	日生	日生	日生
省	省	省	省

(8, 6, 小川崎)

大藏省

	住本	住本
	所籍	所籍
	保証人	保証人
年	年	
月	月	
日生	日生	

(8. 長外用納)

	住本	住本	住本	住本
	所籍	所籍	所籍	所籍
	保証人	保証人	保証人	保証人
年	年	年	年	年
月	月	月	月	月
日生	日生	日生	日生	日生

文部大臣官房會計課長文部書記官 蓮田治輔 殿

大藏省

(9. 5. 小川繪)

本出 本出
本出 本出
本出 本出
本出 本出
本出 本出
本出 本出
本出 本出
本出 本出
本出 本出
本出 本出

大藏省

追加担保物提供誓並ニ附帯契約證書

一、大正 年 月

日付ヲ以テ賣省ヨリ震災應急施設費貸付金

面也ヲ借受ケタル債務ノ追加擔保トシテ

所有ニ係ル左記不動産ヲ 番 番 番ニ提供致候也

三、前項抵當物件提供ニ付左ノ附帯條件ヲ承諾ス

(一) 賣省ニ於テ必要ト認ムルトキハ將來取得スル土地建物ハ勿論其他
不動産ヲ担保ニ供スルコト

(二) 担保ノ實況ニ就テ調査ヲ爲サル、トキ若クハ報告ヲ求メラル、
時ハ何時ニアニ其要求ニ應スルコト

(三) 抵當担保物ニ對シテハ金 面也

以上ノ火災保險ヲ賣省ノ承諾シタル火災保險會社ト締結シ本契約
期間中繼續スルコト

前項ノ保險繼續ハ保險契約滿期前ニ於テ之カ手續ヲ爲シ保險繼續

大 藏 省

(P. 8, 小川節)



一、...
 二、...
 三、...
 四、...
 五、...
 六、...
 七、...
 八、...
 九、...
 十、...

大藏省

一、...
 二、...
 三、...
 四、...
 五、...
 六、...
 七、...
 八、...
 九、...
 十、...

昭和 年 月 日

大藏省

(5. 小川)

抵當物件ノ表示

記

文部大臣官房會計課長
文部書記官

殿

大
藏
省

大藏省
文部大臣官房會計課長
文部書記官
殿

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な縦書きの文が複数行にわたって記されている。内容は詳細不明である。）

大
藏
省

三等郵便局長養費應急假建物新營費貸付金命令書

何々郵便局長 何 贈

第一條 其ノ局々會館失例被ニ付速カニ代用ノ局會ヲ新築シ通タモ大正十二年 月 日迄ニ其ノ新築局會ニ於テ事務ヲ開始スヘシ

第二條 前條ノ局會ハ 坪 合以上トシ其ノ位置及構造ニ關シテハ逓信局長ノ承認ヲ受ヘシ

第三條 局會新築ノ資金ニ充ツル爲金 圓ヲ貸付ク但シ無利子トス

第四條 前條ノ貸付金ハ大正十三年四月ヨリ同十八年三月迄六十ヶ月間ニ分リ毎月其ノ六十分ノ一ヲ返納スヘシ但シ返納期間ニ於テ豫メ逓信局長ニ申出テ預金全部ヲ一時ニ返納シ又ハ月賦返納額以上ノ金額ヲ納付スルコトヲ得

前項ノ返納期間内ニ於テ退職又ハ死亡シタル場合ハ預金全部ヲ一時ニ返納スヘシ但シ局長更迭ニ際シ後任局長ニ於テ債務ヲ承継スルコトヲ逓信局長ニ於テ承認シタル場合ハ此ノ限ニアラス

(原典 水川稿)

第三條 本會は、前條ニ依ル返納金ハ當該月ニ支給スル渡切經費ヨリ之ヲ差引ク
 モノトス但シ別ニ指示スル所ニ據リ納付セシムルコトアルヘシ
 第六條 第三條ノ資金貸付ヲ受ケタル後相當ノ期間ヲ経過スルモ局會建
 築ノ工事ニ着手セサル時又ハ本命令書ノ條件ヲ履行セサルトキハ貸付
 金全部ノ即時返納ヲ命スルコトアルヘシ
 前項ニ依リ貸付金ノ返納ヲ命シタル場合は方履行ヲ遅延スルトキハ局
 會建築ノ工事ニ着手セサル爲返納ヲ命シタル場合ハ貸付ノ日ヨリ又其
 ノ他ノ事由ニ依リ返納ヲ命シタル場合ハ其ノ命令ノ日ヨリ日歩三釐ノ
 遅延利息ヲ納付スヘシ
 第七條 新築局會ハ貸付金全部ノ返済ニ至ル迄其ノ所有權ヲ他ニ移轉シ
 又ハ之ヲ質權、抵當權ノ目的物ト爲スコトヲ得ス但シ別ニ擔保ヲ供シ
 又ハ保證人ヲ立テ選任局長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限りニアラス
 第八條 本命令書ニ定ムルモノ、外貸付及返納ノ手續等ニ關シテハ選任
 局長ノ指示スル所ニ從フヘシ

第一條 本會は、前條ニ依ル返納金ハ當該月ニ支給スル渡切經費ヨリ之ヲ差引ク
 モノトス但シ別ニ指示スル所ニ據リ納付セシムルコトアルヘシ
 第六條 第三條ノ資金貸付ヲ受ケタル後相當ノ期間ヲ経過スルモ局會建
 築ノ工事ニ着手セサル時又ハ本命令書ノ條件ヲ履行セサルトキハ貸付
 金全部ノ即時返納ヲ命スルコトアルヘシ
 前項ニ依リ貸付金ノ返納ヲ命シタル場合は方履行ヲ遅延スルトキハ局
 會建築ノ工事ニ着手セサル爲返納ヲ命シタル場合ハ貸付ノ日ヨリ又其
 ノ他ノ事由ニ依リ返納ヲ命シタル場合ハ其ノ命令ノ日ヨリ日歩三釐ノ
 遅延利息ヲ納付スヘシ
 第七條 新築局會ハ貸付金全部ノ返済ニ至ル迄其ノ所有權ヲ他ニ移轉シ
 又ハ之ヲ質權、抵當權ノ目的物ト爲スコトヲ得ス但シ別ニ擔保ヲ供シ
 又ハ保證人ヲ立テ選任局長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限りニアラス
 第八條 本命令書ニ定ムルモノ、外貸付及返納ノ手續等ニ關シテハ選任
 局長ノ指示スル所ニ從フヘシ

(8, 9, 小川納)

海外企業費貸付金貸付条件

昭和二年度貸付条件

一、償還方法

別紙償還年次表ニ依リ貸付ノ日ヨリ三年据置以後五ヶ年賦償還トシテ指定期日内ニ新付スルコト

二、利子

年三分但シ据置期間中ハ無利子トス

三、使途

本貸付金ハ左記費用ニ充當スルコト

- (一) 土地購入費
- (二) 幹線道路築造費
- (三) 土地區劃及測量費
- (四) 土地調査費
- (五) 附登記料

大正十二年...

東京...

...

四 購入移住地分譲方法

本貸付金ヲ以テ購入セル移住地ハ所屬組合ノ資力、組合員ノ數並希
望等ヲ考慮シ適當ニ分譲譲渡スルコト

聯合會ハ購入土地ノ一部ヲ保留シ之ヲ移住組合員又ハ之ト同一ノ家
ニ在ル者以外ノ移住地在住者ニシテ獨立農タラムトスル者ニ賣却ス
ルコトヲ得

前二項ノ場合ニ在リテハ賣却代價及代金回収方法等ヲ具シ内務大臣
ノ認可ヲ受クルコト

五 土地賣却代金回収方法

(1) 各所屬海外移住組合ニ對シテハ土地代金債權ヲ貸付金名義トナシ
三年据置、五ヶ年賦償還年利五分トスルコト

(2) 移住組合員又ハ之ト同一ノ家ニ在ル者以外ノ移住地在住者ニ對シ
テハ土地代金債權ヲ貸付金名義トナシ三年据置、三年賦償還年利
五分トスルコト

大 藏 省

[Faint, mostly illegible text in a large rectangular frame on the right page]

一、此項貸付金は、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、
 二、此項貸付金は、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、
 三、此項貸付金は、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、
 四、此項貸付金は、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、
 五、此項貸付金は、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、
 六、此項貸付金は、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、
 七、此項貸付金は、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、
 八、此項貸付金は、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、
 九、此項貸付金は、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、
 十、此項貸付金は、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、貸付金に充てられ、

六 利子収入ノ處分方法

所屬組合ヨリ得ル土地代金利子ト聯合會カ政府ニ支拂フ利子トノ差額ハ之ヲ特別會計トシ移民ノ臨時金融、公益施設及移住地ノ擴張等ニ運用スルモノトス但シ此ノ場合ニ在リテハ用途及金額ヲ具シ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ

七 既定ノ計劃ヲ遂行セス若ハ貸付ノ目的ニ反シタルトキハ何時ニテモ貸付金ノ全部又ハ一部ノ返償ヲ命シ之ニ依リテ生ジタル損害ノ賠償ヲ命スルコトアルベシ

八 左記事項ハ其ノ都度内務大臣ニ報告スルコト

(1) 移住地ヲ購入セムトスルトキハ豫メ所有者氏名所在地、面積、價格及代金支拂方法並購入豫定年月日

(2) 前項土地購入ヲ了シタルトキハ其ノ年月日

九 所屬海外移住組合並第二項ニ規定シタル者ニ土地ヲ分譲シタルトキハ其ノ氏名、面積、圖面、價格及分譲終了ノ年月日ヲ速ニ報告ス

(注. 五. 小川納)

海外企業費貸付金貸付条件

昭和四年度貸付条件

一、償還方法

別紙償還年次表ニ依リ貸付ノ日ヨリ三年据置以後五ヶ年賦償還トシテ指定期日内ニ納付スルコト

二、利子

年三分但シ据置期間中ハ無利子トス

三、使途

本貸付金ハ左記費用ニ充當スルコト

- ① 土地購入費
- ② 幹線道路築造費
- ③ 土地區劃及測量費
- ④ 土地調査費
- ⑤ 登記料

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is illegible due to fading and low resolution.)

汽 購 入 移 住 地 分 譲 方 法

本貸付金ヲ以テ購入セル移住地ハ所屬組合ノ資力、組合員ノ敷設希
望等ヲ考量シ適當ニ分割譲渡スルコト

組合會ハ購入土地ノ一部ヲ保留シ之ヲ移住組合員又ハ之ト同一ノ家
ニ在ル者以外ノ移住地在住者ニシテ獨立農タラムトスル者ニ賣却ス
ルコトヲ得

前二項ノ場合ニ在リテハ賣却代價及代金回収方法等ヲ具シ内務大臣
ノ認可ヲ受クルコト

五 土地賣却代金回収方法

(1) 各所屬海外移住組合ニ對シテハ土地代金債權ヲ貸付金名義トナシ
三年据置、五ヶ年賦償還年利五分トスルコト

(2) 移住組合員又ハ之ト同一ノ家ニ在ル者以外ノ移住地在住者ニ對シ
テハ土地代金債權ヲ貸付金名義トナシ三年据置、三年賦償還年利
五分トスルコト



六 利子収入ノ處分方法

所屬組合ヨリ得ル土地代金利子ト聯合會カ政府ニ支拂フ利子トノ差額ハ之ヲ特別會計トシ移民ノ臨時金融、公益施設及移住地ノ擴張等ニ運用スルモノトス但シ此ノ場合ニ在リテハ用途及金額ヲ具シ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ

七 既定ノ計劃ヲ遂行セス若ハ貸付ノ目的ニ反シタルトキハ何時ニテモ貸付金ノ全部又ハ一部ノ返償ヲ命シ之ニ依リテ生ジタル損害ノ賠償ヲ命ズルコトアルベシ

八 移住地ヲ購入シタルトキハ其ノ所有者氏名、所在地、面積、價格、代金支拂方法取入年月日ヲ内務大臣ニ報告スベシ

九 附屬海外移住組合並ニ第二項ニ規定シタル者ニ土地ヲ分譲シタルトキハ其ノ氏名、面積、圖面、價格及分譲終了ノ年月日ヲ速ニ報告スルコト

十 何時ニテモ本指令ノ條項ニ追加シ又ハ變更ヲ加フルコトアルヘシ

大 藏 省

（Faint, mostly illegible text in vertical columns on page 82, likely bleed-through or very faded print. Some characters like '大臣' and '報告' are visible.)

一、信託方法
 別紙償還年次表ニ依リ貸付ノ日ヨリ三年満期以後五ヶ年賦償還トシ
 テ指定期日内ニ納付スルコト
 二、利子
 年三分但シ据置期間中ハ無利子トス
 三、使途
 本貸付金ハ左記費用ニ充當スルコト
 (一) 幹線道路築造費
 (二) 土地區劃及測量費
 (三) 土地調査費
 (四) 諸給及雜費
 四、移住地ノ分譲方法

海外企業貸付金貸付條件
 昭和五年度貸付條件
 一、信託方法
 別紙償還年次表ニ依リ貸付ノ日ヨリ三年満期以後五ヶ年賦償還トシ
 テ指定期日内ニ納付スルコト
 二、利子
 年三分但シ据置期間中ハ無利子トス
 三、使途
 本貸付金ハ左記費用ニ充當スルコト
 (一) 幹線道路築造費
 (二) 土地區劃及測量費
 (三) 土地調査費
 (四) 諸給及雜費
 四、移住地ノ分譲方法

大藏省

(R. 6. 小川崎)

昭和十一年

本貸付金ヲ以テ施設セル移住地ハ所屬海外移住組合ノ賛力、組合員
 ノ激進希望等ヲ考量シ適當ニ分割譲渡スルコト但シ聯合會ハ移住地
 ノ一部ヲ保留シ移住組合員又ハ之ト同一ノ家ニ在ル者以外ノ者ニシ
 テ獨立農タラムトスル者ニ對シ賣却スルコトヲ得
 前項ノ場合ハ賣却代金及代金回収方法等ヲ具シ拓務大臣ノ認可ヲ受
 クルコト
 五 土地賣却代金回収方法
 (一) 各所屬海外移住組合ニ對シテハ土地代金債權ヲ貸付金名義トナシ
 三年据置、五ヶ年賦償還年利五分トスルコト
 (二) 所屬海外移住組合ハ其ノ組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者ニ
 對シ土地代金債權ヲ貸付金名義トナシ三年据置三年賦償還年利五
 分トスルコト
 (三) 移住組合員又ハ之ト同一ノ家ニ在ル者以外ノ者ニシテ獨立農タラ
 ムトスル者ニ對シテハ三年据置三年賦償還年利五分トスルコト

大藏省

本貸付金ヲ以テ施設セル移住地ハ所屬海外移住組合ノ賛力、組合員
 ノ激進希望等ヲ考量シ適當ニ分割譲渡スルコト但シ聯合會ハ移住地
 ノ一部ヲ保留シ移住組合員又ハ之ト同一ノ家ニ在ル者以外ノ者ニシ
 テ獨立農タラムトスル者ニ對シ賣却スルコトヲ得
 前項ノ場合ハ賣却代金及代金回収方法等ヲ具シ拓務大臣ノ認可ヲ受
 クルコト
 五 土地賣却代金回収方法
 (一) 各所屬海外移住組合ニ對シテハ土地代金債權ヲ貸付金名義トナシ
 三年据置、五ヶ年賦償還年利五分トスルコト
 (二) 所屬海外移住組合ハ其ノ組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者ニ
 對シ土地代金債權ヲ貸付金名義トナシ三年据置三年賦償還年利五
 分トスルコト
 (三) 移住組合員又ハ之ト同一ノ家ニ在ル者以外ノ者ニシテ獨立農タラ
 ムトスル者ニ對シテハ三年据置三年賦償還年利五分トスルコト

大藏省

大蔵省
 昭和七年
 海外企業費貸付金貸付条件
 一、償還方法
 別紙償還年次表ニ依リ貸付ノ日ヨリ三年据置以後十ヶ年賦償還トシ
 テ指定期日内ニ納付スルコト
 二、利子
 年三分但シ据置期間中ハ無利子トス
 三、使途
 本貸付金ハ左記費用ニ充當スルコト
 (一) 農耕地建設費
 (二) 伐木費
 (三) 假住宅建設費
 (四) 移住地分譲方法
 本貸付金ヲ以テ施設セラレタル移住地ハ所屬海外移住組合ノ資力希

大蔵省
 昭和七年
 海外企業費貸付金貸付条件
 一、償還方法
 別紙償還年次表ニ依リ貸付ノ日ヨリ三年据置以後十ヶ年賦償還トシ
 テ指定期日内ニ納付スルコト
 二、利子
 年三分但シ据置期間中ハ無利子トス
 三、使途
 本貸付金ハ左記費用ニ充當スルコト
 (一) 農耕地建設費
 (二) 伐木費
 (三) 假住宅建設費
 (四) 移住地分譲方法
 本貸付金ヲ以テ施設セラレタル移住地ハ所屬海外移住組合ノ資力希

(注 五、小用納)

大蔵省

大蔵省

一、...
 二、...
 三、...
 四、...
 五、...
 六、...
 七、...
 八、...
 九、...
 十、...

大 陸 省

望等ヲ考査シ適當ニ分譲スルコト
 組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者以外ノ海外在住者ニシテ獨立
 農タラムトスル者ニ對シテハ入植者ノ辨濟能力等ヲ考査シ右ニ準シ
 分譲スルコトヲ得
 分譲方法竝ニ賣却代金ノ決定、變更ニ付テハ豫メ拓務大臣ニ具申シ
 其ノ認可ヲ受クベシ
 五 土地費却代金回收方法
 (イ) 各所屬海外移任組合ニ對シテハ土地代金債權ヲ貸付金名義トナシ
 十ヶ年賦償還年利五分トスルコト
 (ロ) 移任組合員又ハ之ト同一ノ家ニ在ル者及海外在住者ニシテ獨立農
 タラムトスル者ニ對シテハ土地代金債權ヲ貸付金名義トシテ十ヶ
 年賦償還年利五分トスルコト
 六 利子收入ノ處分方法
 所屬組合及組合員又ハ之ト同一ノ家ニ在ル者以外ノ者ニシテ聯合會

大 陸 省

昭和二年九月拾四日附申請其ノ會借入ノ件應屆ケ海外企業貸付金壹百七拾萬圓ヲ貸付ス

但シ左記條件ヲ心得請書提出スヘシ

昭和二年拾壹月拾六日

東京市麹町區元衛町一番地
海外移住組合聯合會

内務大臣

大藏省

昭和二年度貸付指令書
指令第一〇二二號

昭和二年九月拾四日附申請其ノ會借入ノ件應屆ケ海外企業貸付金壹百七拾萬圓ヲ貸付ス

但シ左記條件ヲ心得請書提出スヘシ

昭和二年拾壹月拾六日

東京市麹町區元衛町一番地
海外移住組合聯合會

内務大臣

内務大臣

大藏省

借 用 證

- 一、借用年月日 昭和三年二月二十八日
- 一、借用金額 金壹萬八千圓也
- 一、借用金ノ基礎トナル
ヘキ政府貸付指令 昭和二年十一月十六日內務大臣
指令第一〇二二號
- 一、本借付金請求年月日番號 昭和三年一月二十三日發第一八號ノ内
- 一、現金交付通帳年月日番號 昭和三年二月二十三日庶收第一七號ノ内
- 一、借用目的 南米ブラジルニ於ケル土地購入ニ付キ要スル土地地調
査費ニシテ調査員及人夫ニ對スル俸給、同手當及旅費、
調査ニ要スル地圖、晴雨計、テント、ハンモック、寝
具、炊事具、伐木器具、其ノ他諸種ノ用具機械食料車
馬ノ購入若クハ借料等ノ雜費、地質土味ノ試驗費同鑑
定料、専門家ニ對スル謝禮、其ノ他土地調査ニ伴ヒ必
要ナル一切ノ費用ニ充當スルモノトス

大 藏 省

(R. 5, 小川誠)

大 藏 省

借 用 證

昭和三年二月二十八日

金壹萬八千圓也

昭和二年十一月十六日內務大臣
指令第一〇二二號

昭和三年一月二十三日發第一八號ノ内

昭和三年二月二十三日庶收第一七號ノ内

南米ブラジルニ於ケル土地購入ニ付キ要スル土地地調
査費ニシテ調査員及人夫ニ對スル俸給、同手當及旅費、
調査ニ要スル地圖、晴雨計、テント、ハンモック、寝
具、炊事具、伐木器具、其ノ他諸種ノ用具機械食料車
馬ノ購入若クハ借料等ノ雜費、地質土味ノ試驗費同鑑
定料、専門家ニ對スル謝禮、其ノ他土地調査ニ伴ヒ必
要ナル一切ノ費用ニ充當スルモノトス

一、昭和二年十一月十六日附御指令第一〇二二號ニ對スル本
 會提出昭和二年十一月附發第一八號ノ請書ノ各項ヲ遵守シ別紙償還年
 次表ニ依リ償還可致候也（別紙償還年次表略）
 昭和三年二月二十八日
 海外移住組合聯合會
 理事長 田付七太
 内務大臣 鈴木喜三郎 殿

大藏省

(8. 5. 小川稿)

右借入候上ハ昭和二年十一月十六日附御指令第一〇二二號ニ對スル本
 會提出昭和二年十一月附發第一八號ノ請書ノ各項ヲ遵守シ別紙償還年
 次表ニ依リ償還可致候也（別紙償還年次表略）
 昭和三年二月二十八日
 海外移住組合聯合會
 理事長 田付七太
 内務大臣 鈴木喜三郎 殿

内務大臣 鈴木喜三郎 殿

海外移住組合聯合會
理事長 田付七太

大藏省

(8. 5. 小川稿)

發第十八號ノ内

請 誓

當聯合會海外企業資金壹百七拾萬圓御貸下ニ付御命令誓ノ左記條件右
御請仕候也

昭和二年十一月二十五日

東京市麹町區元衛町壹番地

海外移住組合聯合會

理事長 田 付 七 太

内務大臣 鈴木 喜 三 郎 殿

大 藏 省

(原 5. 小川紙)

昭和二年十一月二十五日
當聯合會海外企業資金壹百七拾萬圓御貸下ニ付御命令誓ノ左記條件右
御請仕候也

大 藏 省

昭和四年度貸付
 別紙債還年次表ニ依リ貸付ノ日ヨリ二年据置翌年償還トシテ指定期日
 内ニ納付スルコト
 三利子
 年利三分但シ据置期間中ハ無利子トス
 与使途
 本資金ハ移住者ノ移住地開拓ニ必要ナル資金ノ貸付以外ニ使用スルコ
 トヲ得ス
 四貸付方法
 (イ) 本資金ヲ組合ニ對シ貸付ヲ爲ス場合ニアリテハ所屬組合ノ費力、移
 住者ノ數並希望等ヲ考量シ適當ニ其ノ金額ヲ決定スルコト
 (ロ) 本貸付金ハ前項ノ場合ノ外組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者以
 外ノ者ニシテ聯合會ノ移住地ニ入植シ獨立農ヲラムトスル者ニ貸付

其 生産資金貸付金貸付條件（昭和四年度貸付）

一 償還方法

別紙債還年次表ニ依リ貸付ノ日ヨリ二年据置翌年償還トシテ指定期日
内ニ納付スルコト

三 利子

年利三分但シ据置期間中ハ無利子トス

与使途

本資金ハ移住者ノ移住地開拓ニ必要ナル資金ノ貸付以外ニ使用スルコ
トヲ得ス

四 貸付方法

(イ) 本資金ヲ組合ニ對シ貸付ヲ爲ス場合ニアリテハ所屬組合ノ費力、移
 住者ノ數並希望等ヲ考量シ適當ニ其ノ金額ヲ決定スルコト
 (ロ) 本貸付金ハ前項ノ場合ノ外組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者以
 外ノ者ニシテ聯合會ノ移住地ニ入植シ獨立農ヲラムトスル者ニ貸付

(8. 5. 小川路)

大 藏 省

本邦の農業改良事業は、昭和七年に開始され、その目的は、農業の生産力を増進し、農民の生活を安定させることにある。この事業は、政府の補助と農民の協力を以て行われ、その成果は、農業の発展と農村の繁栄に寄与している。

非 生産資金貸付金貸付条件（昭和七年度貸付）

一、償 還 方 法

別紙償還年次表ニ依リ貸付ノ日ヨリ四年据置翌年償還トシテ指定期日
内ニ納付スルコト

二、利 子

年利三分但シ据置期間中ハ無利子トス

三、使 途

本資金ハ移住者ノ移住地開拓ニ必要ナル資金ノ貸付以外ニ使用スルコ
トヲ得ス

四、貸 付 方 法

(一) 本資金ヲ組合ニ對シ貸付ヲ爲ス場合ニアリテハ所屬組合ノ實力、移
住者ノ數並希望等ヲ考慮シ適當ニ其ノ金額ヲ決定スルコト
 (二) 本貸付金ハ前項ノ場合ノ外海外在住者ニシテ聯合會ノ移住地ニ入植
シ獨立農タラムトスル者ニ貸付スルコトヲ得

其生産資金回收方法

(1) 各所屬海外移住組合ニ對スル貸付條件ハ三年据置並年償還年利八分トスルコト

(2) 海外移住組合カ移住者ニ對スル貸付條件及海外在住者ニシテ聯合會ノ移住地ニ入植シ獨立農タラムトスル者ニ對スル貸付條件ハ各入植者ノ實力並家族構成ノ狀況等ヲ參酌シ一家族ニ對シ五百圓内外ヲ標準トシ三年据置並年償還年利八分以内トスルコト

六 利子收入ノ處分方法

聯合會カ所屬組合及海外在住者ニシテ聯合會ノ移住地ニ入植シ獨立農トナリタル者ヨリ徴收スル利子ト聯合會カ政府ニ支拂フ利子トノ差額ハ之ヲ事業資金ニ運用スルコト

七 貸付ノ目的ニ反シタルトキ又ハ政府カ必要アリト認メタルトキハ何時ニテモ貸付金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命シ之ニ依リテ生シタル損害ノ賠償ヲ命スルコトアルヘシ

(R. 5. 小川鶴)

（以下は右頁の続きと思われる縦書きの文章）

昭和五、六年度ハ貸付セス
 依リ報告スルコト

備考。

八生産資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ之カ償還アリタルトキハ毎年壹回ニ左表ニ
 依リ報告スルコト

備考。

昭和五、六年度ハ貸付セス

八生産資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ之カ償還アリタルトキハ毎年壹回ニ左表ニ
 依リ報告スルコト

備考。

昭和五、六年度ハ貸付セス

大藏省

(8. 5. 小川勲)

昭和四年五月二十四日貸付指令書
指令第二四五號

東京市麹町區大手町壹丁目七番地ノ二
海外移住組合聯合會

昭和四年四月十二日附書第一四九號ヲ以テ申請其ノ會借入ノ件應屬ケ生
產資金貸付金貳拾五萬圓ヲ貸付ス
但シ左記條件ヲ心得附書提出スヘシ

内務大臣

大藏省

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters like '大藏省' and '指令' are faintly visible.)

大藏省

借 用 證

一、借用年月日

昭和四年六月六日

一、借用金額

金貳拾五萬圓也

一、借用金ノ基礎トナル
ヘキ政府ノ貸付指令

昭和四年五月二十四日内務大臣指令
收社第二四五號

一、本貸付金請求年月日番號
現金交付通牒年月日番號

昭和四年五月三十日收社第二四五號ノ内
昭 和 四 年 六 月 五 日 庶 收 第 一 三 四 號

一、借用目的

伯國バストス、チエテ、アリアンサ、トレスパラス各移
住地及アリアンサ接續地移住者ノ住宅納屋等ノ建築、家
具、農具及種子ノ購入、伐木開墾費、運搬ノ糧付費用等
移住開拓ニ要スル一切ノ費用ニ充用スルモノトス

右借用以上ハ昭和四年五月廿四日附御指令收社第二四五號ニ對スル本會
提出昭和四年五月廿九日發第一四九號ノ二請書ノ各項ヲ遵守シ別紙償還
年次表ニ依リ償還可致候也

(B. D. 小川路)

昭和四年六月六日
借 用 證
金貳拾五萬圓也
昭和四年五月二十四日内務大臣指令
收社第二四五號
伯國バストス、チエテ、アリアンサ、トレスパラス各移
住地及アリアンサ接續地移住者ノ住宅納屋等ノ建築、家
具、農具及種子ノ購入、伐木開墾費、運搬ノ糧付費用等
移住開拓ニ要スル一切ノ費用ニ充用スルモノトス
右借用以上ハ昭和四年五月廿四日附御指令收社第二四五號ニ對スル本會
提出昭和四年五月廿九日發第一四九號ノ二請書ノ各項ヲ遵守シ別紙償還
年次表ニ依リ償還可致候也

昭和四年六月六日
 海外移住組合聯合會理事長
 田村七太
 内務大臣 望月喜介 殿

大藏省

(8. 5. 小川納)

本會定於六月五日(星期日)在東京市丸の内區本町二丁目本會會館舉行第二次大會。屆時請各會員屆時出席。其詳細情形請向本會秘書處索取。此致。理事 田村七太

一、開會日期：六月五日(星期日)上午十時
 一、開會地點：東京市丸の内區本町二丁目本會會館
 一、開會出席人員：本會會員、理事、監事、職員、及各界人士
 一、開會出席費用：本會會員每人收費五圓、職員每人收費三圓、各界人士每人收費二圓
 一、開會出席地點：東京市丸の内區本町二丁目本會會館
 一、開會出席時間：六月五日(星期日)上午十時至下午六時
 一、開會出席地點：東京市丸の内區本町二丁目本會會館
 一、開會出席時間：六月五日(星期日)上午十時至下午六時

(8. 5. 小川納)

震災手形善後処理法貸付金

借用証

弊行ハ震災手形整理ノ爲弊行ニ對スル震災手形債務者ノ手形債務ヲ更改シ弊行ト債務者トノ間ニ別記ノ通り年賦償還貸借契約ヲ締結ノ上昭和二年法律第二十號震災手形善後処理法ニ據リ金 圓也ヲ五分利付國債證券額面金 圓也ヲ以テ正ニ借用致候也付テハ左ノ條項ヲ遵守可致候

一 前記ノ借用金 圓也ハ昭和十二年九月十五日迄ニ左ノ通り現金ヲ以テ返済スルコト但シ返済金ハ日本銀行ニ拂込ムコト

昭和三年四月十五日
 昭和三年十月十五日
 昭和四年四月十五日
 昭和四年十月十五日
 昭和五年四月十五日
 昭和五年十月十五日
 昭和六年四月十五日
 昭和六年十月十五日

圓

大藏省

内務大臣 官 長 喜 介 親

田 中 正 太

東京府中區合源會館理事 長

昭和六年六月六日

三、左ノ場合ニハ直ニ元利金ノ一部若クハ全部ヲ返済スルコト
 一、擔保物其他弊行財産ニ對シ第三者ヨリ差押假差押又ハ競賣ノ申立
 アリタルトキ
 一、政府ニ於テ此債權ヲ侵害スヘキ行爲アリト認メラレタルトキ
 一、本契約第一項乃至第二項ノ履行ヲ遲延シタルトキ若クハ履行スル
 能ハサルトキ
 一、法令ニヨリ期限ノ利益ヲ失フトキ
 四、拂込期日又ハ期限前返済ヲ要求セラレタル場合ニ於テ政府ノ指定期
 日ニ元利金ノ拂込ヲ爲ササルトキハ其期日ノ翌日ヨリ現入金ノ日迄
 拂込ムヘキ金額ニ對シ百圓ニ付壹日金貳錢ノ割合ニ當ル遲延利息ヲ
 支拂フコト
 五、借入金ノ擔保トシテ弊行保有ニ係ル別紙記載ノ債權及ヒ之ニ附隨ノ

迄ニ但シ昭和十二年四月十六日ヨリ九月十五日迄ノ分ハ九月十五日
 迄ニ日本銀行ニ拂込ムコト
 三、左ノ場合ニハ直ニ元利金ノ一部若クハ全部ヲ返済スルコト
 一、擔保物其他弊行財産ニ對シ第三者ヨリ差押假差押又ハ競賣ノ申立
 アリタルトキ
 一、政府ニ於テ此債權ヲ侵害スヘキ行爲アリト認メラレタルトキ
 一、本契約第一項乃至第二項ノ履行ヲ遲延シタルトキ若クハ履行スル
 能ハサルトキ
 一、法令ニヨリ期限ノ利益ヲ失フトキ
 四、拂込期日又ハ期限前返済ヲ要求セラレタル場合ニ於テ政府ノ指定期
 日ニ元利金ノ拂込ヲ爲ササルトキハ其期日ノ翌日ヨリ現入金ノ日迄
 拂込ムヘキ金額ニ對シ百圓ニ付壹日金貳錢ノ割合ニ當ル遲延利息ヲ
 支拂フコト
 五、借入金ノ擔保トシテ弊行保有ニ係ル別紙記載ノ債權及ヒ之ニ附隨ノ

(原、五、小川助)

大 藏 省

大 藏 省

本件は、昭和二十年十一月三十日、大蔵大臣三土忠造殿に提出された。
 本件は、昭和二十年十一月三十日、大蔵大臣三土忠造殿に提出された。
 本件は、昭和二十年十一月三十日、大蔵大臣三土忠造殿に提出された。
 本件は、昭和二十年十一月三十日、大蔵大臣三土忠造殿に提出された。
 本件は、昭和二十年十一月三十日、大蔵大臣三土忠造殿に提出された。
 本件は、昭和二十年十一月三十日、大蔵大臣三土忠造殿に提出された。
 本件は、昭和二十年十一月三十日、大蔵大臣三土忠造殿に提出された。
 本件は、昭和二十年十一月三十日、大蔵大臣三土忠造殿に提出された。
 本件は、昭和二十年十一月三十日、大蔵大臣三土忠造殿に提出された。
 本件は、昭和二十年十一月三十日、大蔵大臣三土忠造殿に提出された。

擔保權ヲ共ニ政府ニ差入ル、コト
 六本契約ニ違反シタルトキハ直ニ前項ノ擔保債權ヲ直接取立又ハ之ニ
 附隨ノ擔保物ノ處分ヲ受クルモ異議ヲ申出テサルコト
 セ弊行ハ何時タリトモ日本銀行ノ調査ニ應スルコト
 八、御交付ノ公債ヲ賣却セントスルトキハ豫メ御承認ヲ受クルコト
 以 上
 昭和二十年十一月三十日

(所在地) (何市何町何番地)
 何 銀行
 取 締 役
 何
 某 印
 大蔵大臣 三 土 忠 造 殿

大 藏 省

(注) 本件は、昭和二十年十一月三十日、大蔵大臣三土忠造殿に提出された。

震災手形善後處理法貸付金交附公債額面額調

貸付銀行名	貸付金額	交附公債額面	備考
第二銀行	七六七九六六四〇	七九〇一、二〇〇	昭和二年十一月三十日交付
第八十二銀行	九〇九九八〇〇〇	九六五〇〇〇	
第六十八銀行	二九九九五九二〇	三〇八六〇〇	
東京信用商業株式會社	二一九九六三六〇	二二六三〇〇	
朝鮮銀行	二二〇、五八二六〇	二二八四、五五〇	
長日銀行	五八、九五一八〇	六〇、六五〇	
大信銀行	一八三、九九九六〇	一八九三〇〇	
若尾銀行	三、五二六〇七五八〇	三、六二七、六五〇	
渡邊銀行	二八四、九九〇四〇	二九三、二〇〇	
横濱興信銀行	六〇、九九七、八六〇	六二、七、五五〇	
若尾台名會社	一〇、一三、九九〇四〇	一〇、四三、二〇〇	

大藏省

(B. 5. 小川紳)

大藏省
 震災手形善後處理法
 貸付金交附公債額面額調
 昭和二年十一月三十日交付

（Faint vertical text columns, likely bleed-through or secondary data.)

東京信用商學株式會社

昭和六年二月十九日和議認可決定確定

和議條件

- 一、各債權ノ七割ヲ左ノ如ク分割シテ支拂フコト
- イ 第一回一割五分ヲ和議^{認可}決定確定後三ヶ月日ニ支拂フコト
- ロ 第二回乃至第五回各一割宛ヲ其ノ前回ノ支拂日ヨリ一ヶ年目毎ニ支拂フコト
- ハ 第六回一割五分ヲ第五回支拂日ヨリ一ヶ年目ニ支拂フコト
- ニ 第七回三割ヲ第六回支拂日ヨリ一ヶ年目ニ支拂フコト
- 三、各債權ノ三割ハ免除ヲ受クルコト

和議債權計算安價

一、債權 (元金)

二一九九六三六〇 圓

二、債權 (昭和四年四月十五日支拂期日分利息殘)

五一九三三五

東京信用商學株式會社
 昭和六年二月十九日和議認可決定確定
 和議條件
 一、各債權ノ七割ヲ左ノ如ク分割シテ支拂フコト
 イ 第一回一割五分ヲ和議^{認可}決定確定後三ヶ月日ニ支拂フコト
 ロ 第二回乃至第五回各一割宛ヲ其ノ前回ノ支拂日ヨリ一ヶ年目毎ニ支拂フコト
 ハ 第六回一割五分ヲ第五回支拂日ヨリ一ヶ年目ニ支拂フコト
 ニ 第七回三割ヲ第六回支拂日ヨリ一ヶ年目ニ支拂フコト
 三、各債權ノ三割ハ免除ヲ受クルコト

大藏省

(東京信用商學)

第六回 (二、五、一九)
 第七回 (二、五、一九)
 計

二四九〇〇八四
 四九八〇一七三
 一六六〇〇五六五

大
藏
省

第一回 (二、五、一九)	一六六〇〇八四	二四九〇〇八四
第二回 (二、五、一九)	一六六〇〇八四	四九八〇一七三
第三回 (二、五、一九)	一六六〇〇八四	一六六〇〇八四
第四回 (二、五、一九)	一六六〇〇八四	一六六〇〇八四
第五回 (二、五、一九)	一六六〇〇八四	一六六〇〇八四
第六回 (二、五、一九)	一六六〇〇八四	一六六〇〇八四
第七回 (二、五、一九)	一六六〇〇八四	一六六〇〇八四
計	一六六〇〇八四	一六六〇〇八四

大
藏
省

大信銀行

昭和四年四月五日 和議認可決定確定
和議條件

- 一、申立銀行ハ各債権者ニ對シ元本及之ニ對スル和議開始決定（昭和四年二月二十二日）前月迄ノ利息（但昭和三年十月三日以後ノ利息ハ約定利息ノ百分ノ一トス）ヲ合算シタルモノヲ基本トシ其ノ債務ノ四割ヲ和議認可決定確定（昭和四年四月五日）後二ヶ年間ニ左記方法ニヨリテ拂戻シ之ヲ以テ返済スルコト
- 二、拂戻額ノ二割ハ和議認可決定確定ト同時ニ支拂ヒ殘額ニ付テハ第一回拂戻ヲ爲シタル日ヨリ六ヶ月目毎ニ拂戻額ノ二割宛ヲ支拂フコト

和議債權計算要領

- 一、債務額 一八三、九九九六〇圓
- 二、擔保見積 五〇〇〇〇〇〇

一六六〇〇五五五
 四八〇七三三
 二四三〇〇八四

大藏省

(8. 5. 小川崎)

備考

本行ハ昭和四年十二月二十四日解散ス

外一、九二〇〇〇

(擔保見積五〇〇〇〇代金三〇、二〇〇(人)ニツキソノ殘額二九八〇〇ノ四割額ナリ)

大藏省

(8, 5, 小川納)

第一
第二
第三
第四
第五
第六
第七
第八
第九
第十
第十一
第十二
第十三
第十四
第十五
第十六
第十七
第十八
第十九
第二十
第二十一
第二十二
第二十三
第二十四
第二十五
第二十六
第二十七
第二十八
第二十九
第三十
第三十一
第三十二
第三十三
第三十四
第三十五
第三十六
第三十七
第三十八
第三十九
第四十
第四十一
第四十二
第四十三
第四十四
第四十五
第四十六
第四十七
第四十八
第四十九
第五十

大藏省

● 震災手形等後處理法

昭和二年三月三十日
法律第二十號

第一條 本法ニ於テ震災手形ト稱スルハ大正十二年勅令第四百二十四號第一項第四號ニ該當スル手形ヲ謂フ

第二條 政府ハ昭和二年九月三十日ニ於テ日本銀行ヨリ震災手形ノ割引ヲ受ケ居ル銀行一以下震災手形所持銀行ト稱スニ對シ該震災手形ノ整理ヲ爲サシムル爲本法ノ定ムル所ニ依リ貸付金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ貸付金ハ五分利國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス

第三條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得但シ其ノ總額ハ震災手形損失補償公債法ニ依リ發行スル公債ト連シテ二億七百萬圓ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條 前條並震災手形損失補償公債法第二條及第三條ノ規定ニ依リ發行スル公債ノ交付價額方連シテ二億七百萬圓ニ達セサルトテハ其ノ差額ヲ補填スル爲前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行スルコトヲ得

第五條 本法ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大

大藏省



大藏省

臣之ヲ定ム

第六條 第二條ノ貸付ハ震災手形所持銀行カ其ノ震災手形債務者トノ間ニ其ノ手形債務ヲ更改スル爲十年以内ノ年賦償還貸付契約ヲ締結シタル場合ニ非サレハ之ヲ爲サス

第七條 第二條ノ貸付ノ期限ハ十年以内トシ其ノ利率ハ年五分以上トス前項ノ外貸付金ニ關シテハ大藏大臣之ヲ定ム

第八條 第二條ノ貸付ノ納済金ニ相當スル金額ハ國債整理基金特別會計法第二條ノ規定ニ依ル繰入ノ外本法ニ依リ發行シタル公債ノ償還ニ充ツル爲之ヲ一般會計ヨリ國債整理基金特別會計ニ繰入ルヘシ但シ本法ニ依リ發行シタル公債ノ額年度首ニ於ケル未償還額ノ百分ノ百十六ニ相當スル金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九條 第二條ノ貸付ニ關スル事務ハ日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム

前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ日本銀行ノ負擔トス

第十條 震災手形所持銀行ニ對シ第二條ノ貸付確定前ニ於テ日本銀行カ昭

大藏省

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including dates like 昭和二年三月二十日 and 昭和二年三月二十七日）

第十條 日本銀行は本銀行の資本及び公積金の全部を日本銀行に預託し、日本銀行は本銀行の資本及び公積金の全部を日本銀行に預託する。

第十一條 日本銀行は本銀行の資本及び公積金の全部を日本銀行に預託し、日本銀行は本銀行の資本及び公積金の全部を日本銀行に預託する。

第十二條 日本銀行は本銀行の資本及び公積金の全部を日本銀行に預託し、日本銀行は本銀行の資本及び公積金の全部を日本銀行に預託する。

第十三條 日本銀行は本銀行の資本及び公積金の全部を日本銀行に預託し、日本銀行は本銀行の資本及び公積金の全部を日本銀行に預託する。

第十四條 日本銀行は本銀行の資本及び公積金の全部を日本銀行に預託し、日本銀行は本銀行の資本及び公積金の全部を日本銀行に預託する。

第十五條 日本銀行は本銀行の資本及び公積金の全部を日本銀行に預託し、日本銀行は本銀行の資本及び公積金の全部を日本銀行に預託する。

第十六條 日本銀行は本銀行の資本及び公積金の全部を日本銀行に預託し、日本銀行は本銀行の資本及び公積金の全部を日本銀行に預託する。

第十七條 日本銀行は本銀行の資本及び公積金の全部を日本銀行に預託し、日本銀行は本銀行の資本及び公積金の全部を日本銀行に預託する。

第十八條 日本銀行は本銀行の資本及び公積金の全部を日本銀行に預託し、日本銀行は本銀行の資本及び公積金の全部を日本銀行に預託する。

第十九條 日本銀行は本銀行の資本及び公積金の全部を日本銀行に預託し、日本銀行は本銀行の資本及び公積金の全部を日本銀行に預託する。

第二十條 日本銀行は本銀行の資本及び公積金の全部を日本銀行に預託し、日本銀行は本銀行の資本及び公積金の全部を日本銀行に預託する。

和二年十月一日ヨリ同年十一月三十日迄ノ間ニ於ケル満期日ヲ有スル震
 災手形ヲ額引キタルトキハ該震災手形ニ關シテハ大正十四年法律第三十
 五號ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依ル契約ニ基キ政府カ日本銀行ニ對シテ爲スヘキ損失補償
 ニ關シテハ第三條及第四條ノ規定並ニ震災手形損失補償公債法ヲ準用ス

大藏省

(55 宣非納)

大正十二年九月二十七日
 勅令第四百二十四號
 (緊急勅令)

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第七十條第一項ニ依リ日本銀行ノ手形ノ
 割引ニ因ル損失ノ補償ニ關スル財政上必要處分ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布
 セシム
 (國務各大臣副署)

政府ハ日本銀行カ左ノ各號ノ一ニ該當スル手形ニシテ大正十四年九月三十
 日以前ノ満期日ヲ有スルモノノ割引ヲ爲シ之ニ因リテ損失ヲ受ケタル場合
 ニ於テ壹億圓ヲ限リ同行ニ對シ其ノ損失ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得
 但シ第一號乃至第二號ニ規定スル手形ノ割引ハ大正十三年三月三十一日迄
 ニ爲シタルモノニ限ル

一 震災地(東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣及靜岡縣ヲ謂フ以下同シ)
 ヲ支拂地トスル手形又ハ震災地ニ震災ノ當時營業所ヲ有シタル者ノ振出
 シタル手形若ハ之ヲ支拂人トスル手形ニシテ大正十二年九月一日以前ニ
 銀行ノ割引シタルモノ

大正十二年九月二十七日
 勅令第四百二十四號
 (緊急勅令)

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第七十條第一項ニ依リ日本銀行ノ手形ノ
 割引ニ因ル損失ノ補償ニ關スル財政上必要處分ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布
 セシム
 (國務各大臣副署)

政府ハ日本銀行カ左ノ各號ノ一ニ該當スル手形ニシテ大正十四年九月三十
 日以前ノ満期日ヲ有スルモノノ割引ヲ爲シ之ニ因リテ損失ヲ受ケタル場合
 ニ於テ壹億圓ヲ限リ同行ニ對シ其ノ損失ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得
 但シ第一號乃至第二號ニ規定スル手形ノ割引ハ大正十三年三月三十一日迄
 ニ爲シタルモノニ限ル

一 震災地(東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣及靜岡縣ヲ謂フ以下同シ)
 ヲ支拂地トスル手形又ハ震災地ニ震災ノ當時營業所ヲ有シタル者ノ振出
 シタル手形若ハ之ヲ支拂人トスル手形ニシテ大正十二年九月一日以前ニ
 銀行ノ割引シタルモノ

二 前號ニ規定スル手形ノ善換ノ爲ニ振出シタル手形

三 前二號ニ規定スル手形又ハ震災地ニ營業所ヲ有スル銀行カ他ノ銀行ニ對シ大正十二年九月一日以前ニ發行シタル預金證書若ハ「コールロー」之ノ證書ヲ擔保トシテ發行ノ振出シタル手形

四 前三號ニ規定スル手形ニシテ日本銀行ノ捌引シタルモノノ善換ノ爲ニ振出シタル手形

日本銀行ハ本令ニ依リテ茲ス手形ノ捌引ニ付政府ノ監督ヲ受クヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一 前號ニ規定スル手形ノ善換ノ爲ニ振出シタル手形

二 前二號ニ規定スル手形又ハ震災地ニ營業所ヲ有スル銀行カ他ノ銀行ニ對シ大正十二年九月一日以前ニ發行シタル預金證書若ハ「コールロー」之ノ證書ヲ擔保トシテ發行ノ振出シタル手形

三 前三號ニ規定スル手形ニシテ日本銀行ノ捌引シタルモノノ善換ノ爲ニ振出シタル手形

日本銀行ハ本令ニ依リテ茲ス手形ノ捌引ニ付政府ノ監督ヲ受クヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大蔵省令第二八號
銀行力震災手形替後處理法ニ依リ貸付ヲ受ケムトスルトモハ貸付ヲ受ケム
トスル金額、期限及償還ノ方法ヲ記載シタル貸付申請書ニ捺取捺役、業務
執行社員ノ全員、其ノ他法人ノ代表者署名シ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ昭和
二年十月十五日迄ニ日本銀行ヲ經由シ大蔵大臣ニ提出スヘシ
一 震災手形債務者トノ関ニ締結シタル年賦償還貸借契約書寫
二 前號契約債務者ノ資産及信用ヲ調査シタル書類

大 蔵 省

大蔵省令第二八號

震災手形替後處理法ニ依リ震災手形所持銀行ニ對シ貸付ヲ爲ス手續左ノ通
定ム

昭和二年九月六日

大 蔵 大 臣

銀行力震災手形替後處理法ニ依リ貸付ヲ受ケムトスルトモハ貸付ヲ受ケム
トスル金額、期限及償還ノ方法ヲ記載シタル貸付申請書ニ捺取捺役、業務
執行社員ノ全員、其ノ他法人ノ代表者署名シ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ昭和
二年十月十五日迄ニ日本銀行ヲ經由シ大蔵大臣ニ提出スヘシ
一 震災手形債務者トノ関ニ締結シタル年賦償還貸借契約書寫
二 前號契約債務者ノ資産及信用ヲ調査シタル書類

大 蔵 省

(3.5 宣身納)

大蔵大臣ニ具申スヘシ
 第三條 貸付申請書ハ之ヲ審査シタル上意見ヲ附シテ速カニ大蔵大臣ニ提出スヘシ
 第二條 貸付申請書ニ添附シタル書類ノ外必要ト認ムル書類アラハ其ノ旨
 和二年大蔵省令第二十八號ニ依リ取扱フヘシ
 第一條 震災手形替後處理法ニ依ル貸付申請書及其ノ添附書類ノ受理ハ昭
 其ノ行カ震災手形替後處理法第九條ノ規定ニ依リ同法第二條ノ貸付ニ關ス
 ル事務ヲ取扱フニ付テハ左ノ通り心得ヘシ
 日本銀行
 震災手形替後處理法第九條ニ依リ同法第二條ノ貸付
 ニ關スル事務取扱ニ關シ日本銀行ニ對スル命令

日本銀行
 第三條 貸付申請書ハ之ヲ審査シタル上意見ヲ附シテ速カニ大蔵大臣ニ提出スヘシ
 第二條 貸付申請書ニ添附シタル書類ノ外必要ト認ムル書類アラハ其ノ旨
 和二年大蔵省令第二十八號ニ依リ取扱フヘシ
 第一條 震災手形替後處理法ニ依ル貸付申請書及其ノ添附書類ノ受理ハ昭
 其ノ行カ震災手形替後處理法第九條ノ規定ニ依リ同法第二條ノ貸付ニ關ス
 ル事務ヲ取扱フニ付テハ左ノ通り心得ヘシ
 日本銀行
 震災手形替後處理法第九條ニ依リ同法第二條ノ貸付
 ニ關スル事務取扱ニ關シ日本銀行ニ對スル命令

大蔵省

(88 宣付納)

第三條 貸付金ノ年賦償還金及利息ノ支拂ヲ通延シタル者アリタル場合及
 貸付金中回收不能ニ歸スヘキモノト認メタルモノアリタル場合ハ之ヲ
 大蔵大臣ニ報告スヘシ

第七條 特ニ帳簿ヲ設ケ本貸付ニ關スル事項ヲ記入整理スヘシ

第八條 貸付金ニ關スル報告書ヲ調製シ毎月一回大蔵大臣ニ提出スヘシ

重要ナル事項ニ付テハ其ノ都度大蔵大臣ニ報告スヘシ

第四條 震災手形所持銀行カ政府ニ對シ差入ルヘキ借用證書ハ大体別紙書
 式ニ據ラシムヘシ

第五條 震災手形所持銀行カ其ノ震災手形債務者トノ間ニ其ノ手形債務ヲ
 更改スル爲締結スヘキ年賦償還貸借契約ハ大体別紙書式ニ據ラシムヘ
 シ

第六條 貸付金ノ年賦償還金及利息ノ支拂ヲ通延シタル者アリタル場合及
 貸付金中回收不能ニ歸スヘキモノト認メタルモノアリタル場合ハ之ヲ
 大蔵大臣ニ報告スヘシ

第七條 特ニ帳簿ヲ設ケ本貸付ニ關スル事項ヲ記入整理スヘシ

第八條 貸付金ニ關スル報告書ヲ調製シ毎月一回大蔵大臣ニ提出スヘシ

重要ナル事項ニ付テハ其ノ都度大蔵大臣ニ報告スヘシ

大 蔵 省

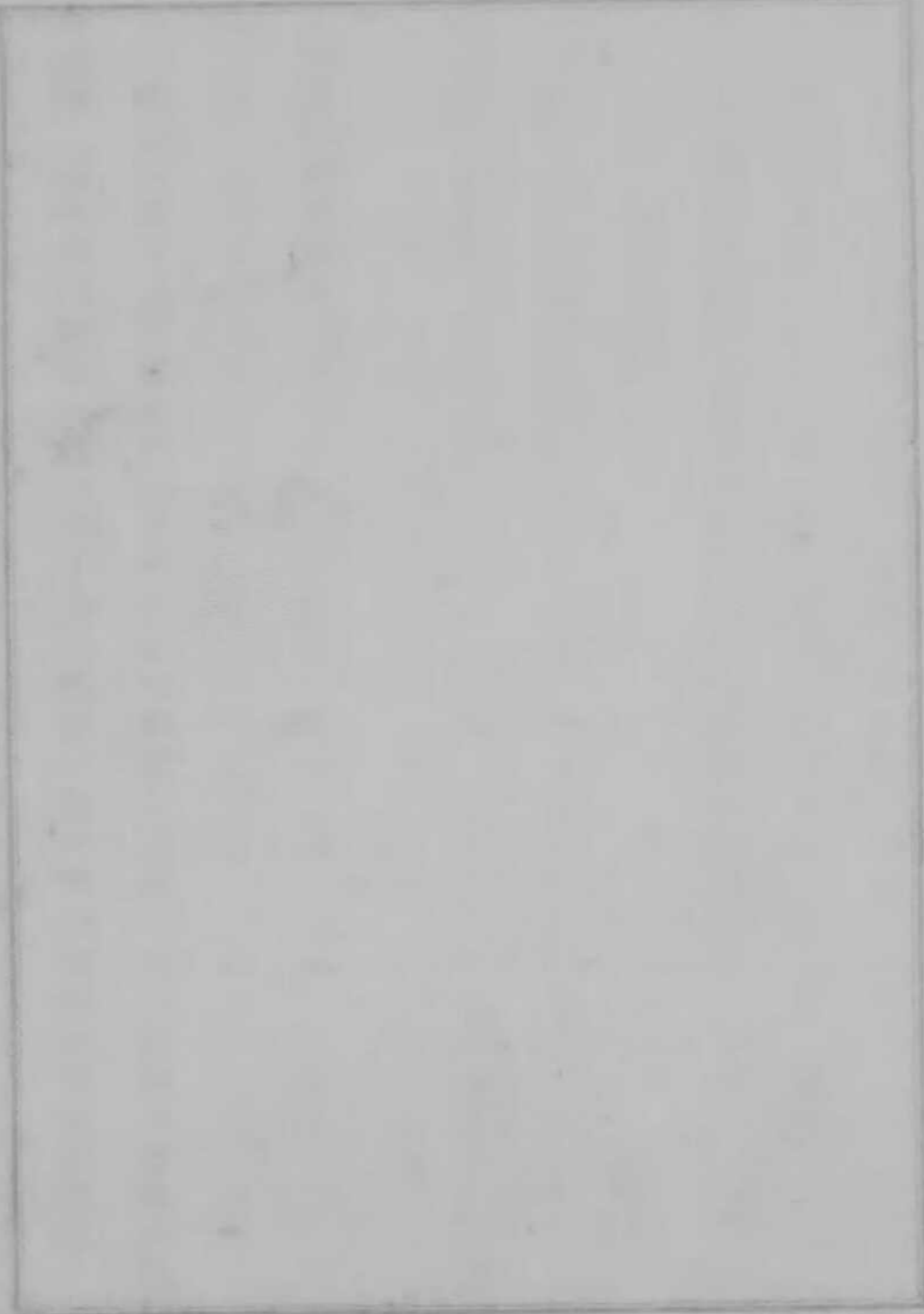
(註) 富井明

2

秘

政府（一般會計）貸付金償還年次表

主計局法規係



大
蔵
省

0000 1045